

## 目 次

1	個別の指導計画作りの包括的なシステム【e-iep】	1
2	オンラインによる校務円滑支援と個別の指導計画作りのシステムの概要	5
3	個人情報の保護方針と校務円滑システム上での個人情報取り扱いに関するガイドライン	13
4	保護者及び学校関係者に対する個人情報の適正な取扱いに関する方針	19
5	児童と保護者と教師の架け橋として	21
6	商業高等学校における特別支援教育の取り組み	33

# 個別の指導計画作りの包括的なシステム【e-iep】

朝野 浩 立命館大学 成田 滋 兵庫教育

## ■「e-iep」とは

「e-iep」とは、日本支援教育実践学会が開発した特別支援教育の校務で重要な役割を果たす個別の指導計画作りの包括的なシステムです。このシステムは、文部科学省の先導的教育情報化推進プログラムの一つに選ばれ、3年越しで完成しました。今も改良を続け機能は進化しております。

「e-iep」のeはelectronicを表し、iepは個別の指導計画を指します。IEPは1975年にアメリカで施行された全障害児教育法(Education for All Handicapped Children Act)始めて使われた概念です。この連邦公法は数回の改訂を経て、今は個別障害者教育法(Individuals with Disabilities Education Act: IDEA)という名称に変わっています。

この公法は、我が国の特別支援教育に大きな影響を及ぼしています。その最たる例がIEPの作成であり、それによる指導の成果を公にすることです。もう一つの特筆すべきことがあります。それは「最も制約の少ない条件で適切な指導をする」という理念です。どこの国にも一つの学級に学習が遅れがちな子どもは少なく見積もっても10人に1人はいます。学ぶ内容がわからず、すっかり消沈してふさぎ込んだり、逆に他の生徒に不満をぶついたり、暴れたりするのがあります。こうした子どもは確実に学習が遅れ、さらに悪いことには自尊心や自己効力感が低くなっていきます。「ぼくは駄目だ、」と思い込み、ひどいときはイジメの対象とすらなります。

アメリカでは、学習が遅れが進行しないように子どもを習熟度別のグループ分けをします。子どもの習熟に合わせて指導することは誰もが認めています。我が国ではどうでしょうか。学習や行動面で改善すべき点が保護者や担任から報告されると、その遅れがどの程度のものかを調べます。そのとき複数の教師やスクールカウンセラー、あるいはスクールサイコロジストが観察や判定にあたります。そして、個別の指導が必要かを決定します。そのとき、その子どもに関わる教師が意見を述べ、場合によっては教科担任も個別の指導にあたります。そのとき作られるのがIEPです。

IEP作りには保護者が最初から最後まで重要な役割を果たします。学校は保護者へいろいろな告知をし、願いや意見を求め、そして同意を得てIEP作りを進めます。このどれが欠けてもIEPは成立しません。極端に言えば、こうした手続きを踏まないと違法になるのです。IEDAという法律は、事細かくIEP作りの手続きや注意点、記載すべき事柄が網羅されています。いついつまでIEPを作るか、どうしたら保護者の権利を反映できるか、報告義務や報告書の様式などももちろん決められています。

## ■IEP作りのポイント

IEPは学校と保護者との間の一種の契約です。契約は忠実に実行されなければなりません。そしてIEPによって、どのような指導上の成果が生まれたかを報告するのです。どのような成果が表れたかということは、IEPにうたわれたさまざまな指導の目標と照らし合わせて判断されるのです。ですから保護者にも理解できます。一人の教師が判断するものではありません。実に合理的な考えです。どうしても成果が上がらないと判断されますと、新しいIEPには指導の難易度を一段下げた目標や別な手立てが書かれることとなります。IEPは単なる作文ではなくなります。ここが大事な点です。IEP作りは、複数の教師での協働の営みとなります。複数の観察によるデータを基にした判断が反映されます。ですから教師の主観や恣意的な見解は排除されます。

IEP作りは主として担任の仕事になります。そのために最初の段階では多くの時間を割くこととなります。作業には細心の注意を払います。IEPづくりで大事な点は次のようなことです。

- ・保護者や新人の教師にも理解できる内容と文体であること
- ・達成すべき目標が具体的で目に見えるものであること
- ・指導方法や指導する者の役割が明確であること
- ・いつからIEPが作られ指導が開始されるかの時期が明確であること

- ・評価の観点が明確であること
- ・いつ IEP が評価されるかが明確であること
- ・保護者はいつでも閲覧できること

## ■保護者の役割の重要性

IEP 作りでは、保護者や本人の教育上の願いやニーズを教師は把握することが大事です。教師が勝手にニーズに沿って教育目標を立てるのは避けなければなりません。保護者からの願いやニーズは、いくつかの方法で収集できます。個人面談や家庭訪問などを利用して集めることです。またオンラインや携帯メールによって集めることもできます。それが計画に反映されます。e-iep では、保護者が自分の願いをオンラインや携帯メールによって伝え、IEP を作る過程でオンラインの連絡帳やフォーラムに書き込むことができるようになります。作られた IEP を閲覧できるようにしようとしています。文部科学省のガイドラインにも、IEP 作りには保護者の協力が不可欠であり、どの様に保護者の理解を得て作るかに留意するよう指摘されています。

保護者は、家庭での養育について専門職の人から助言をオンライン上で受けることができます。e-iep は保護者に教育の責任を果たしてもらうことを要求します。保護者自身が生徒とともに成長することが大事です。そのためには、周りの専門家などから養育についての助言を求めることです。それによって教育の責任と権利を引き受けることができます。ネットワークを活用することで、保護者も生徒の成長に必要なデータを提供し教師の IEP 作りに協力できるのです。

## ■教師と保護者、他の関係者の立場からの IEP の考え方

以上のような考え方によって、個別の指導計画を作ろうというのが e-iep のねらいなのです。そこで、これまでの IEP と e-iep による IEP の違い教師と保護者と他の関係者の立場の三つに分けて簡単にまとめると以下ようになります。

### 1) 保護者にとっての個別の指導計画

[これまでの IEP] 保護者のニーズが計画に反映されます。

[e-iep] 保護者のニーズをオンラインや携帯メールによって教師に伝え、それが計画に反映されます。e-iep では、保護者が自分の願いをオンラインや携帯メールによって伝え、IEP を作る過程でオンラインの連絡帳やフォーラムに書き込むことができますようになります。作られた IEP を閲覧できるようにしようとしています。文科省の考え方にも、IEP 作りには保護者の協力が不可欠であり、どの様に保護者の理解を得て作るかに留意するよう指摘されています。

[これまでの IEP] 保護者は実態の把握や指導目標、指導内容・方法を具体的に理解できます。

[e-iep] 保護者は、自分の願いをオンラインや携帯メールによって教師に伝え、計画案についてもオンライン上での連絡帳やフォーラムに書き込むことができます。そのことによって、他の教員も連絡帳を閲覧することができます。

[これまでの IEP] 家庭での養育についてヒントを得ることができます。

[e-iep] 家庭での養育について専門職の人から助言をオンライン上で受けることができます。e-iep は保護者に教育の責任を果たしてもらうことを要求します。保護者自身が生徒とともに成長することが大事です。そのためには、周りの専門家などから養育についての助言を求めることです。それによって教育の責任と権利を引き受けることができます。ネットワークを活用することで、保護者も生徒の成長に必要なデータを提供し教師の IEP 作りに協力できるのです。

[これまでの IEP] 保護者は説明責任を学校に要求できます。

[e-iep] 計画—実践—評価—を共有することができ、教育の目標と教育の成果を保護者もオンライン上で確認できるので、保護者は学校からの説明を求める必要がなくなります。説明責任ということは、データを大事する考え方です。e-iep は保護者に教育の責任を果たしてもらいを要求します。それは教育の責任と権利を引き受けてもらうということです。生徒の成長に必要な情報を提供してもらい教師の IEP 作りに協力し参加していただきます。生徒情報は引き継がれるので、学校や教師が変わっても、学年が進行しても、保護者は同じ事を説明する必要がなくなります。

## 2) 教師にとっての個別の指導計画

[これまでの IEP] 主として一人の担任が計画を作ります。

[e-iep] 複数の教師やその他の専門職の人々と協働して計画をオンライン上で作ります。

[これまでの IEP] 担任の教師が苦しみながら計画を作ります。

[e-iep] 他の同僚やコーディネーターからの助言や支援を受けながらオンライン上で作ります。苦しむことは少ないです。

[これまでの IEP] 計画的で系統的な指導ができます。

[e-iep] 6年間、あるいは9年間の連続したデジタル化された計画が参照でき、計画的で系統的な指導ができます。

[これまでの IEP] 保護者と連携して、学校と家庭が一貫した指導ができます。

[e-iep] 保護者と教師が携帯メールやパソコン端末によって連絡をとりあい、コミュニケーションをとりながら指導できます。

[これまでの IEP] 担当者間で連絡をとりあい、指導の目標や内容、手立てなどを共有しながら指導ができます。

[e-iep] 担当者間との連絡や調整は対面での協議のみのらず、オンライン上でも行えその協議内容はサーバー上で共有できるので、コミュニケーションや指導上の齟齬や食い違いを最小限にとどめることができます。

[これまでの IEP] 保護者への説明責任を果たすことができます。

[e-iep] 計画—実践—評価—を共有することができ、教育の目標と教育の成果を保護者も確認できるので、保護者への説明責任を果たせるのは当然です。

## 3) 他の関係者にとっての個別の指導計画

[これまでの IEP] 学校が個別の指導計画作りで主たる役割を果たします。関係者はそれに協力します。

[e-iep] 生徒の情報は、地域の生徒発達センターとか医療センターなどの機関にもあります。そこにいる専門職の方々から生徒の情報を提供してもらい、できるだけ生徒の姿を客観的にとらえて、それによって計画作りをします。保護者は機関毎に同じ質問に答える必要はなくなります。

## ■e-iep で個別の指導計画を作るにあたって

計画作りは時間のかかる作業です。次のような手順を経て作ります。

### 【手順】

- 1) これまで指導を受けてきた成果の評価結果、指導計画、保護者を含めた関係者からの情報、診断結果などを収集し新しい計画作りの基礎資料とします。
- 2) その時の発達状態を行動観察、面接、検査などで把握します。
- 3) 保護者の新しい期待や願いを聴取します。この願いは、行動のチェックリストなどで現れた生徒の落ち込んでいる領域や改善すべき行動などさまざまです。保護者とじっくり話し合い、それを聞き出すことが大事です。
- 4) ケース会議などでの協議を踏まえて、担任が中心になって計画案を作ります。
- 5) それを保護者に提示し説明します。
- 6) コーディネーターなどのケース責任者や管理職から計画案の同意を受けます。
- 7) 計画に基づいて指導を展開し、授業毎、週毎、月毎、行事毎の特筆すべきことを記録し評価に生かします。
- 8) オプションで組み込まれている分析ツールを使い、計画の目標に照らして達成度や目標の適切さ、手立てなどについて総合的な評価をします。
- 9)

### e-iep の参考資料やサイト

教師と保護者で作る個別の指導計画

<http://e-iep.shok.co.jp/>

オンラインマニュアル、各種資料 紹介ビデオ

<http://e-iep.shok.co.jp/downloads/index.html>

e-iep 使い方の画面アニメサイト

<http://e-iep.net/movie/e-iep001.mp4>

e-iep デモサイト

<https://e-iep.hyogo-u.ac.jp/cgi-bin/WebObjects/Test.woa>

# オンラインによる校務円滑支援と個別の指導計画作りのシステムの概要

日本支援教育実践学会

## システムの目的

文部科学省からの補助金を得て、日本支援教育実践学会は、特別支援教育における個別の指導計画(IEP)作り、教室での指導実践、指導成果の分析、通知票作り、不登校予防と対策における関係者の連携に至る一連の校務を一貫して扱うツール「e-iep」を開発してきました。このツールは、学校現場での校務で発生する生徒データを多目的に活用するインターフェイスを提供し、指導の継続性を図り、指導成果を保護者へ説明する責任を果たします。利用者は教師を中心とし、特別支援教育コーディネーター、カウンセラー学校管理職、福祉関係者、そして保護者となります。対象とする生徒は学習や行動上に困難を示す子どもです。

## システムの構成

本システムでは、4つのモジュールで構成されています。第一は個別の指導計画作成のツール「e-iep」です。個別の指導計画を作ることは、今回の指導要領の改訂で小学校、中学校、高等学校に作成が明文化されています。個別の指導計画は、複数の教師や特別支援教育コーディネーターなどが保護者と緊密な連絡を取り合いながら、慎重に作る必要があります。

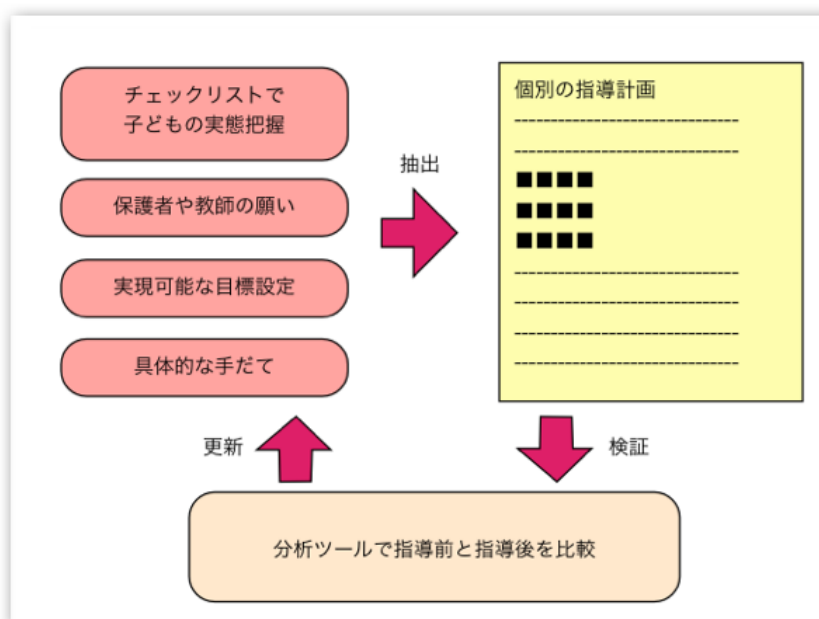


図1 個別の指導計画の考え方

第二は計画にそって指導する過程や指導結果を分析するツールです。このツールは、指導のねらいや手立て、評価基準を明確に記載し、それに沿って指導し、そこから観察されたデータをグラフ化します。指導前と指導後の変化を視覚化することによって分析や考察を容易にします。その結果は保護者のためにわかりやすい内容となります。

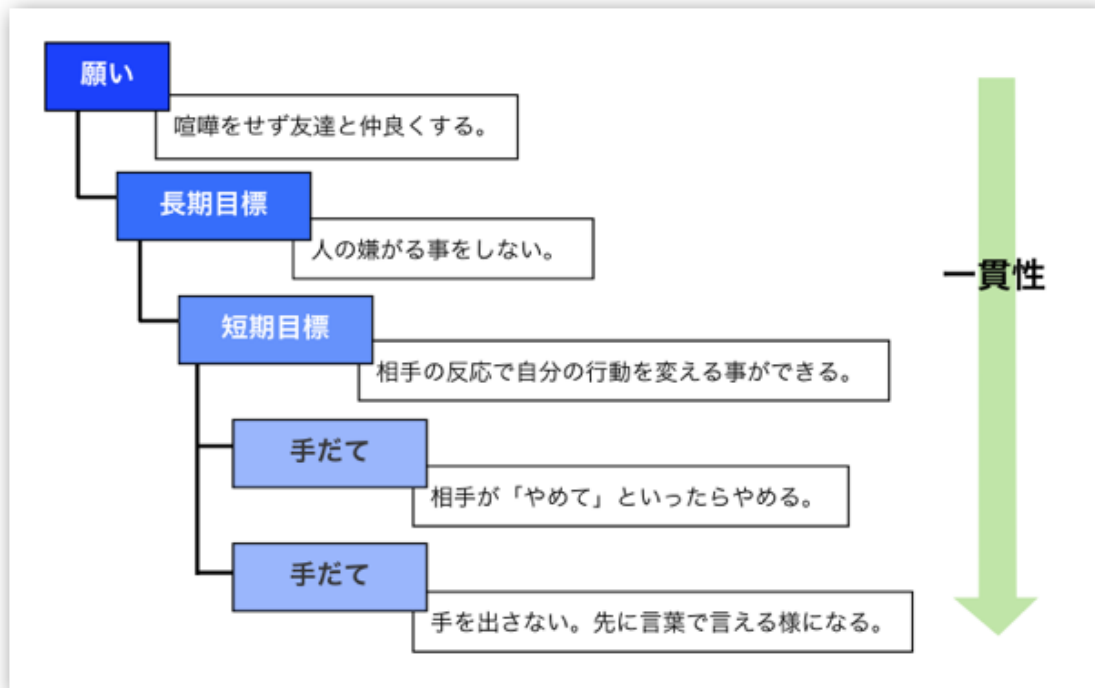


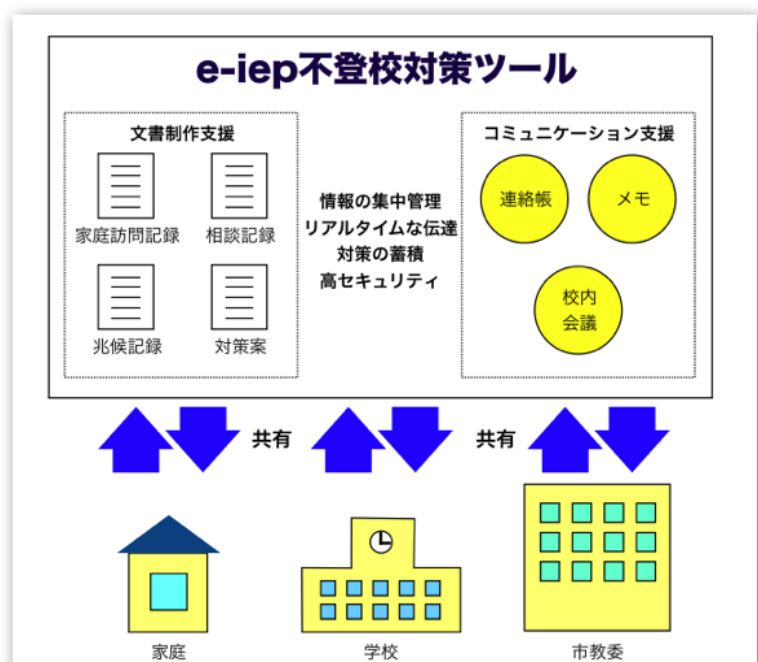
図2 目標と手立ての一貫性

第三は不登校予防と対策の支援ツールです。不登校になりがちな生徒には軽度の発達障害のある者もいます。校務の多くは、こうした生徒の保護者と教師間のコミュニケーションに時間がさかれます。一人の担任だけで不登校に取り組むのではなく、学校内の不登校支援チームが連携し、保護者と関わり不登校を予防したり改善することが重要です。

第四は通知表機能です。従来の学校毎の定型的な通知表フォームに加えて、指導計画、指導と分析結果などを総合して附表として自動的に転記され、それを編集して出力され保護者に伝えられるインターフェイスです。附表のフォームは、生徒毎に項目を教師が必要に応じて選び、並び替え、添付資料をつけそれに対するコメントを記入できるデザインとなっています。

指導前と指導後の生徒の成長が一目でわかるレーザチャートなども配置できるような仕組みとなっています。

図3 不登校予防と対策



以上4つのモジュールには、学校内外の人的な資源による連携と協働によって生徒の健全な発達を促進するためのノウハウが盛り込まれています。本システムは情報の共有と情報の活用という視点を強調します。すべての関係者は障害情報を扱って、専用のデーサーバーの設置や情報の暗号化、ユーザーの権限管理を明確にして機微情報の保護に万全の対策を講じています。

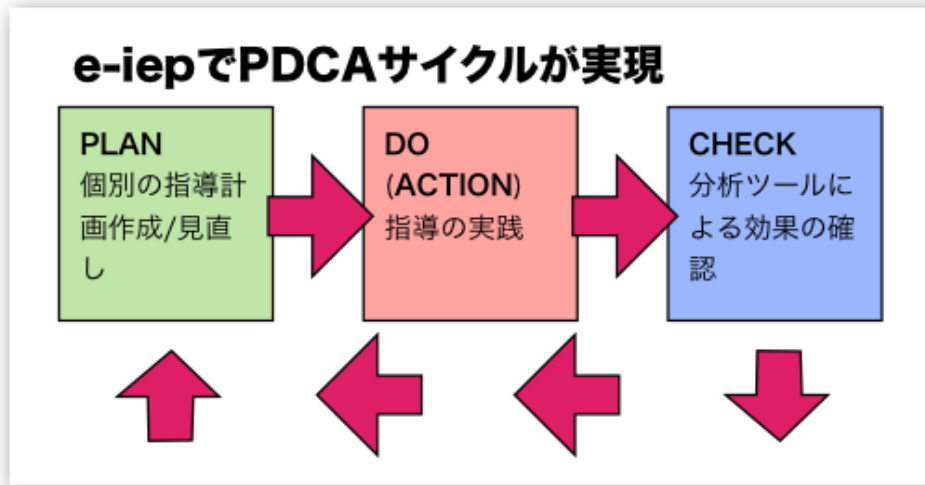


図4 指導から分析へのPDCA

校務で発生する生徒情報は、校内のさまざまな様式や書式に自動転記されるなどの利便性が要求されます。そのためには、本研究のシステムはApacheWebサーバー、Tomcat Javaアプリケーションサーバー、MySQLデータベースサーバーという代表的なWebテクノロジーを統合して提供されるアプリケーションとなっています。

システム構成図について

以下は、総合的な校務円滑システムの構成図です。

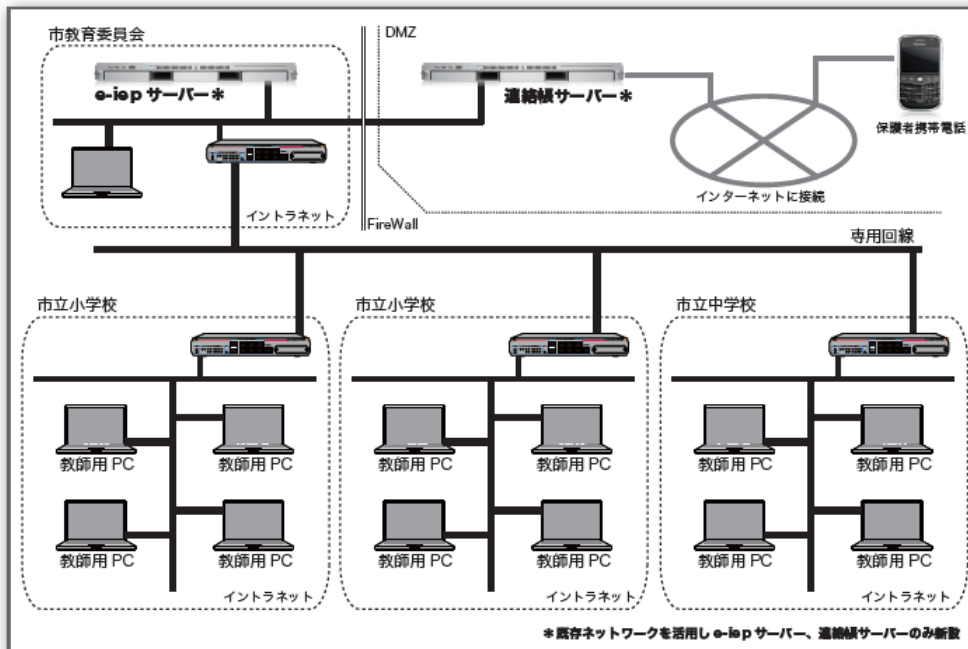


図5 システム構成図

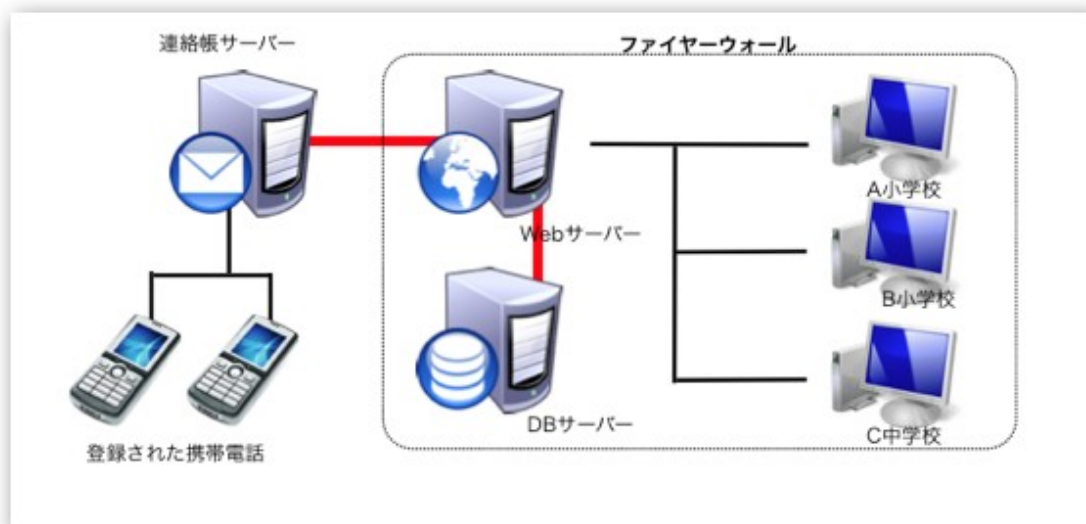


図 6 サーバーとファイアーウォール

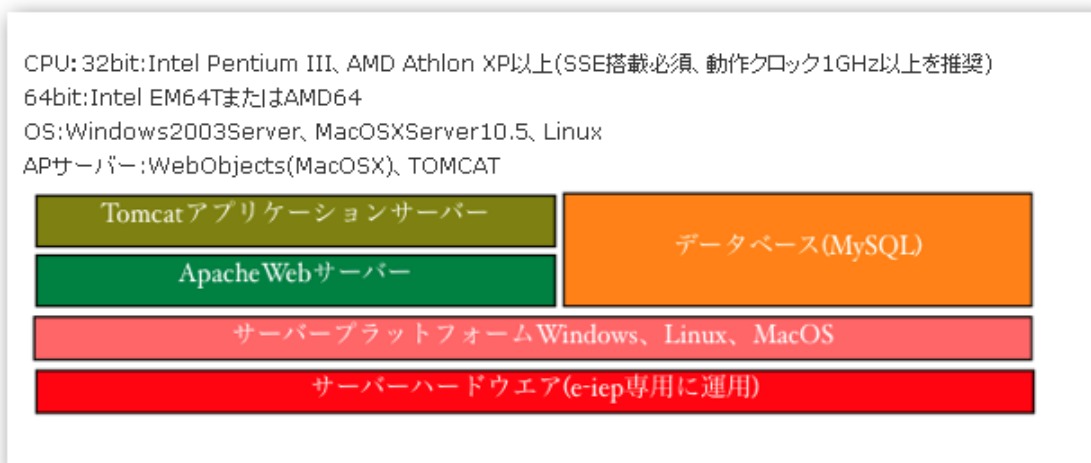


図 7 アプリケーション構成

### 利用できる機能や入出力項目

本システムはサーバーにインストールして使うソフトウェアです。システムはネットワークに接続された専用のサーバーコンピュータにインストールされています。ユーザーはパソコンにインストールは必要ありません。

InternetExplorer などの Web ブラウザからシステムにアクセスするだけで利用できます。

4つのモジュールは、それぞれ生徒に関する諸データ保存機能、情報共有機能、関係者間のコミュニケーションと協働機能、保護者への説明責任を果たすための連絡機能と諸出力機能を有しています。出力用の様式はPDFファイルとなり、印刷媒体の複写を防ぐためにパスワードで管理しています。こうした機能を教師や保護者、その他関係者が使いやすくするために、ユーザーインターフェイスを意識してプログラム化しています。すなわちWebアプリケーションなので、GUIの考え方によって直感でわかるような表示方法の統一性とシンプルさを実現しています。4つのモジュールの機能や使い方を知覚的に暗示するアフォーダンスをデザインの基調としています。

入力ミスを防ぐために、選択肢にラジオボタンを配置しています。長期や短期目標はデータベース化し、同じく

ラジオボタンによる自動転記法となっています。データベース項目は各学校によって追加や削除ができます。入力後は自動保存機能によってクリック操作を減らすような配慮もしています。こうしたユーザーインターフェースの装備は、モニター校における実際の個別の指導計画作りにあたった教師や保護者からのアンケート調査結果を基にしています。

### 実際に利用している状況について

2008年から2009年にかけて、兵庫県内の特別支援学校4校、同県三木市小中学校3校、同県明石市立小中学校3校、大阪府島本町立小中学校4校、堺市立小学校2校、福井県勝山市立小学校1校が合計36名の生徒を対象としてモニターに参加しています。加えて、つくば市の親の会に委託して自宅で不登校児童を指導する保護者が個別の指導計画を作って本システムの評価に加わっています。以上の他に、奈良県立の工業高校と神戸市立の商業高校がこのシステムを使い学習や行動上の課題を持つ生徒を支援しています。

現在、支援対象となっている生徒の事例をまとめるために、各学校の担当者に事例報告を依頼しています。学校や生徒、教師が特定できないように一部の情報は伏せて、指導計画の内容や指導過程と結果をまとめて提出するように依頼しています。なお2009年8月からは、通信制・広域制の明蓬館高校が発達障害の生徒を対象にシステムを本格的に導入しています。

#### (1) 学校でのシステムの利用目的

発達障害のある生徒、あるいは疑いのある生徒を選び、校内で複数の教師が一人ひとりの生徒にシステムを使って個別の指導計画作りをし、計画作りの重要性を理解しシステムの使い方を習得します。

#### (2) システム活用と個別の指導計画作り研修

- ・モニターを希望する学校では、それぞれ90分の講義と実技による180分の研修を実施しています。講師は日本支援教育実践学会が講師を2名、学校に派遣しています。
- ・モニター校には担当者による「モニターレポート」の提出を求めています。
- ・研修後はメールでの質問やコメントによりフォローアップしています。
- ・以下のようなサイトを公開し利用してもらっています。

e-iep... 教師と保護者で作る個別の指導計画 <http://e-iep.shok.co.jp/>

#### (3) 利用期間と回数

試作したシステムのモニター利用を各学校に依頼し始めたのは2008年の6月からです。2009年の直近のモニター開始は福井県勝山市の学校で研修をした5月です。モニター利用期間は、すべての学校に対して、開始時期より本プログラムが終了する2010年3月までとしています。

システムの利用に関してですが、個別の指導計画作りは一回だけのものではありません。学校からは生徒の観察記録に照らし合わせて、毎週数回サーバー上にあるシステムに接続して計画を作り、2週間くらいで完成させているという報告を受けています。計画作り後はそれを基に指導し、学習や行動上の改善の分析のためにデータをメモしておき、それを同じくネットワーク上の分析ツールに記録しています。兵庫県立特別支援学校、三木市立学校、堺市立学校のサーバーはイントラネットとなっており、日本支援教育実践学会からの接続そのものが不可能です。利用頻度や利用者のログを閲覧することができません。大阪府島本町立学校、福井県勝山立学校、つくば市親の会は兵庫教育大学学校教育研究センターのサーバーを使っています。

## 利便性について

これまでのモニターでは、以下のような利便性が指摘されています。

### 1 計画の共有と継続性

生徒の学年進行や担任教師の交代や増加などの変更があっても、共有データを継承できるのが便利であること、遠隔にいる校外支援者が直接生徒のデータを点検できること、担任教師とでフォーラム上にて生徒の指導内容を協議したり、助言できることなどの利点が指摘されています。生徒情報の一元管理がシステム上でできることの利点も報告されています。

### 2 携帯機能の利用と情報の交換

保護者は携帯メールをとおして、連絡帳代わりに教師との対話がしやすくなり、そのやりとりが生徒を指導する複数の教師にも伝達されて便利であるということです。分析ツールでは、いわゆる Plan-Do-See の過程を具体的にネットワーク上で視覚的に確認でき、データを基にした指導の成果が保護者や関係者の間で共有される利点が指摘されています。

### 3 生徒の生活や学習の記録の報告

不登校支援システムによって、保護者からの生徒の家での生活の実態や学習の記録が在籍校の教師に提供されています。教師と保護者による自宅学習支援の取り組みが逐次教育委員会の担当指導主事に伝達され、電話や家庭訪問などの教育の負担が軽減されて、関係者間で生徒の心理や学習意欲の変化などが把握しやすくなったという報告を受けています。また、保護者からは在籍校と教育委員会との折衝において、保存された自宅での生活の様子や学習記録のデータを基にして対話できるメリットが報告されています。この学習記録は、教育委員会にとっては修了認定の参考になるということです。

### 4 校外支援との情報共有

医師からの所見や塾の関係者など校外の支援者との意思疎通と情報野共有がシステム上で可能になり、口伝による曖昧さやブレを避けることができることなども報告されています。関連資料の保管機能も便利であるという声が聞かれます。数値データはレーザーチャートや棒グラフで表示され、視覚的にわかりやすいのが好評です。

### 5 学校毎の権限などのカスタマイズ化

コーディネーターや管理職の権限がカスタマイズできるのが好評です。また、目標のデータベースは、拡張したり編集できる機能も便利であるという報告を受けています。同じく行動のチェックリストも対象生徒の所属に合わせて複数から選択できること、チェックリストの項目も入れ替えることができるなども好評です。

利便性についてはモニター関係者の特別支援教育の理解、個別の指導計画の認識、システムの必要性と利用頻度、PC 端末の利用環境、PC 操作、ネットワーク利用の経験の有無が、利便性に反映されています。今もモニターを継続し対象生徒の事例を収集し分析しながら、システムの有用性の検証を続けています。

## システムの情報セキュリティ対策

### 1) サーバーについてのセキュリティ対策

本システムは機微情報の中でも生徒の障害情報という最も神経質な部分を扱うため、専用サーバーでの運営を原則としています。特にデータベースサーバーの共用は情報の性質上、アプリケーション利用規定で禁止しています。

### 2) ネットワーク上のセキュリティ

本システムはWebの技術を利用して子どもの支援情報を共有、個別の指導計画づくり、指導後の効果測定などの校務支援を行います。不必要なアクセスを避け、より高いセキュリティを維持するため教育委員会が管理するイントラネット上での運用を基本としています。保護者機能として提供する「連絡帳」については、イントラネット外に外部サーバーを立て、サーバー間の通信をさせることで登録者以外が接続できないようになっています。保護者は登録した携帯電話からのみアクセスが可能になります。

### 3) ログインセキュリティ

本システムは以下のログインセキュリティを装備しています。

#### ・ソフトウェアキーボード

システムではログイン時のユーザー名、パスワード入力を支援するためソフトウェアキーボードを画面上に装備しています。これはスパイウェア対策としても有効です。

#### ・自動ログアウト

e-iepでは一定時間操作をしないと、自動的にログアウトし情報を保護する仕組みを装備しています。うっかり画面を開いたまま席を離れてもタイマーが確実にログアウト処理を行います(初期設定で15分)。自動ログアウトした場合、入力途中の情報を仮保存する仕組みも実装しています。

#### ・携帯電話サポート

システムでは連絡帳と呼ばれる支援教師グループと保護者のコミュニケーション支援機能を実装しています。ログイン名、パスワードでログインチェックを行います。登録された携帯電話以外ではシステムに接続されません。

### 4) アプリケーションセキュリティ

現在のシステムではユーザー操作について下記のセキュリティレベルを実装しています。多くの機能は権限管理により学校の事情に合わせて権限の調整ができます。全体管理者、校内管理者、管理職、編集責任者、教師、特別支援教育コーディネーターなどの分掌によって、セキュリティレベルでの権限を付与したり外したりすることができます。

### 5) セキュリティポリシー

平成17年から「個人情報保護に関する法律」(以下「保護法」という)が施行され、個人情報を取り扱う諸機関においては、早急に保護対策を講じ、意識の統一を図ることが求められています。そこで、日本支援教育実践学会は、教育委員会などの個人情報取扱事業者に対して、特別支援教育における校務の円滑な推進に貢献すべき役割を自覚し、事業活動において入手した個人情報の保護について適切な措置をとってもらうことにしました。そのために「個人情報の保護方針と校務円滑システム上での個人情報取り扱いに関するガイドライン」を策定しました。基盤的なセキュリティ対策である「安全管理措置」として、個人情報取扱事業者が取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置の4つの対策を強調しています。

#### 6) 外部機関によるセキュリティ監査

日本支援教育実践学会では下記のセキュリティ監査を平成21年3月24日に実施しました。

監査種別：外部機関による脆弱性確認テスト

施行業者：株式会社富士通中国システムズ

経済産業省 情報セキュリティ監査企業台帳 登録業者

施行方法：Nessusによる脆弱性確認テスト

Nessusは擬似的にサーバーの攻撃をし、セキュリティ状態を診断するツール

---

#### ■e-iepの参考資料サイト

教師と保護者で作る個別の指導計画

<http://e-iep.shok.co.jp/>

オンラインマニュアル、各種資料 紹介ビデオ

<http://e-iep.shok.co.jp/downloads/index.html>

e-iep 使い方の画面アニメサイト

<http://e-iep.net/movie/e-iep001.mp4>

e-iep デモサイト

<https://e-iep.hyogo-u.ac.jp/cgi-bin/WebObjects/Test.woa>

# 個人情報の保護方針と校務円滑システム上での個人情報取り扱いに関するガイドライン

日本支援教育実践学会

平成17年4月1日から「個人情報保護に関する法律」（以下「保護法」という）が施行され、個人情報を取り扱う諸機関においては、早急に保護対策を講じ、意識の統一を図ることが求められています。そこで、校務円滑支援システムの委託業務を担当する教育機関や公共団体は、個人情報取扱事業者として特別支援教育における校務の円滑な推進に貢献すべき役割を自覚し、事業活動において入手した個人情報の保護について適切な措置をとる社会的責任があります。そこで日本支援教育実践学会は、以下のような6つの情報保護方針を定め、個人情報取扱事業者に対して個別の指導計画作りなどにおいて個人情報活用のガイドラインを忠実に履行してもらうものとします。このガイドラインに添わない業務で問題が発生したときは、個人情報取扱事業者の責任とします。

## I. 個人情報の保護方針

1. 個人情報の収集を行う場合は、取り扱い責任者を定めて収集目的を明らかにし、適法かつ公正な目的の達成のために必要な範囲に限定いたします。
2. 収集した個人情報は適切に管理し、その利用、提供先は情報提供者の同意を得た範囲に限定し、それ以外の第三者への開示や提供は行いません。
3. 個人情報に対する不正アクセス、改ざん、破壊、漏えい、紛失等に対して万全の予防措置を講ずる管理体制を確立し、個人情報の安全性、正確性の確保を図り、万一の問題発生時には、速やかな是正対策を実施します。
4. 個人情報に関する法令、社会的に認知されているガイドライン、その他の規範を遵守します。
5. 個人情報保護のための以下のような個人情報ガイドラインを策定し、必要な教育、啓蒙、監査を行います。
6. 個人情報保護の法令遵守と情報社会の変化に照らし合わせて方針とガイドラインを見直し、また継続的に改善し適切な管理の維持に努めます。

## II. 個別の指導計画作りに関わる個人情報活用ガイドライン

本ガイドラインは、保護法を理解するための前提知識、基盤的なセキュリティ対策、個人情報取得や活用の要点、教育活動を含みます。

### 1. 保護法の前提知識

- (1)保護法でいう「個人情報取扱事業者」とは、日本支援教育実践学会(以下学会と略す)よりシステムの利用委託を受ける教育機関や公共団体等とします。
- (2)教育機関や公共団体等の職員は、個人情報取扱事業者の「従業者」であり、その管理者は従業者の監督義務があります。
- (3)事業者は、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を論じなければなりません。
- (4)個人情報、個人データ、保有個人データは、それぞれ以下のように区分されます。

#### ○個人情報

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できるものを含む）

○個人データ

個人情報データベース（特定の個人情報をコンピュータで検索できるよう体系的に構成されているもの）を構成する個人情報

○保有個人データ

個人備報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加・削除、利用停止、消去、第三者への提供の停止を行う権限を有する個人データ

(5) 保護法上の義務に違反した場合は、文部科学大臣から事業者に勧告や命令がなされ、この命令に違反した場合、事業者は6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

2. 基盤的なセキュリティ対策

「安全管理措置」

・個人情報取扱事業者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じます。

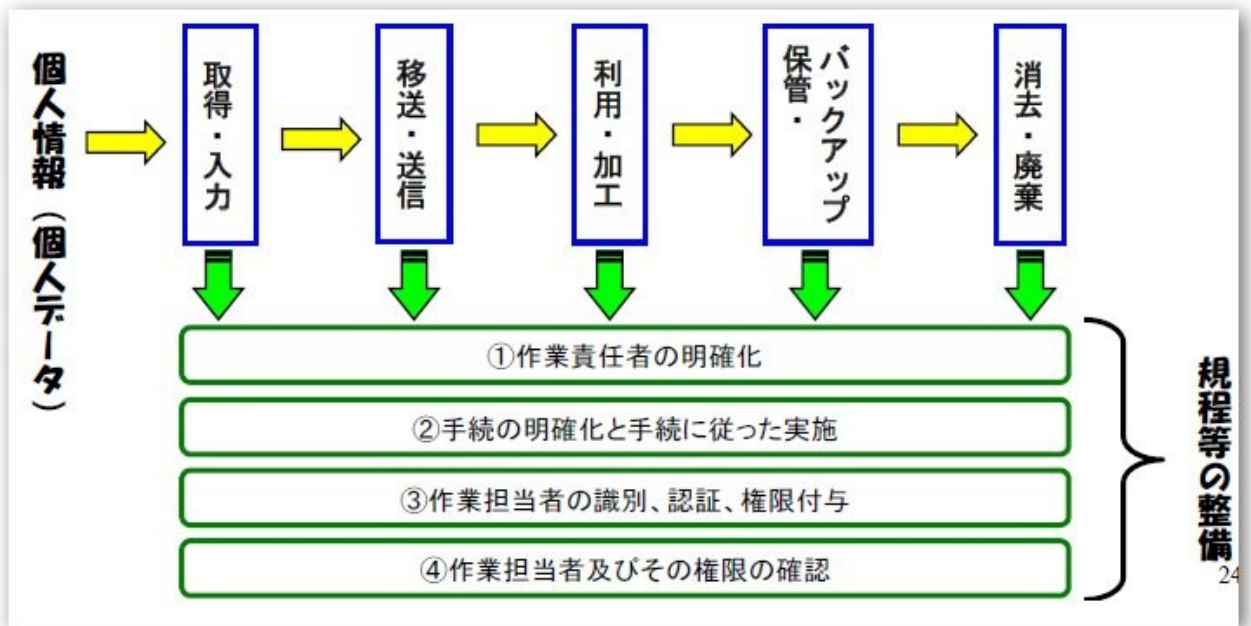
1) 組織的安全管理措置

安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認します。学会と勝美内で個人情報を管理する責任者を決めたり、個人情報の取り扱い手順などを詳細に定めます。セキュリティ監査を定期的実施します。講じなければならない事項を次のように定めます。

①個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備（参考:METI経済産業省 以下同じ）



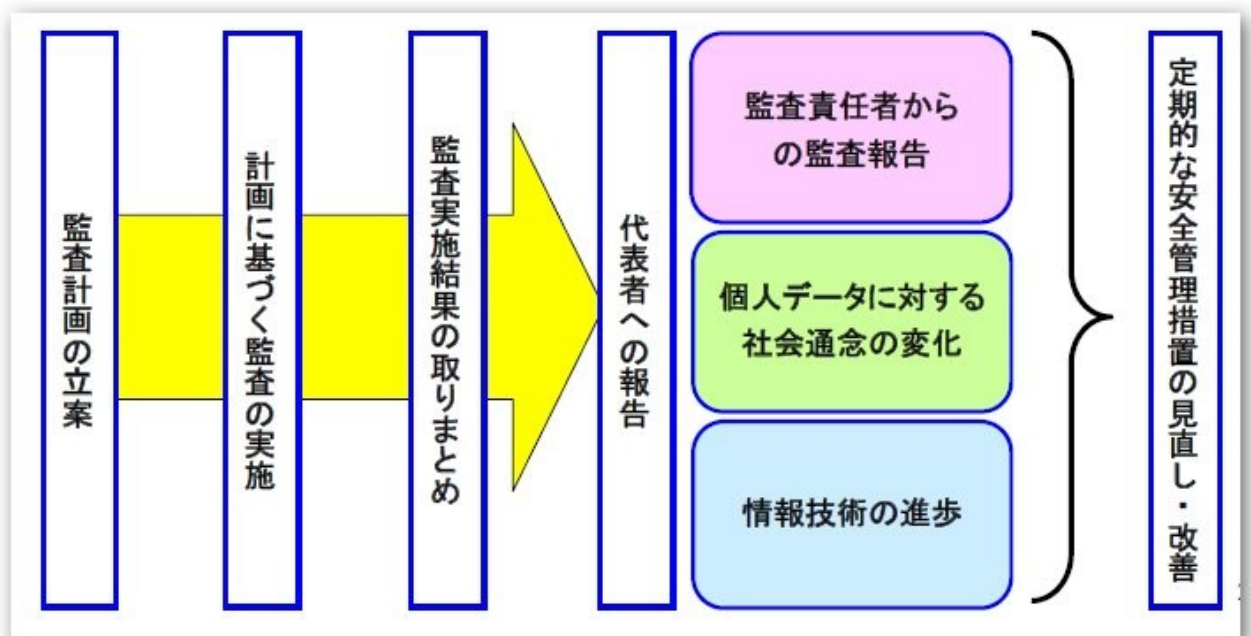
②個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用



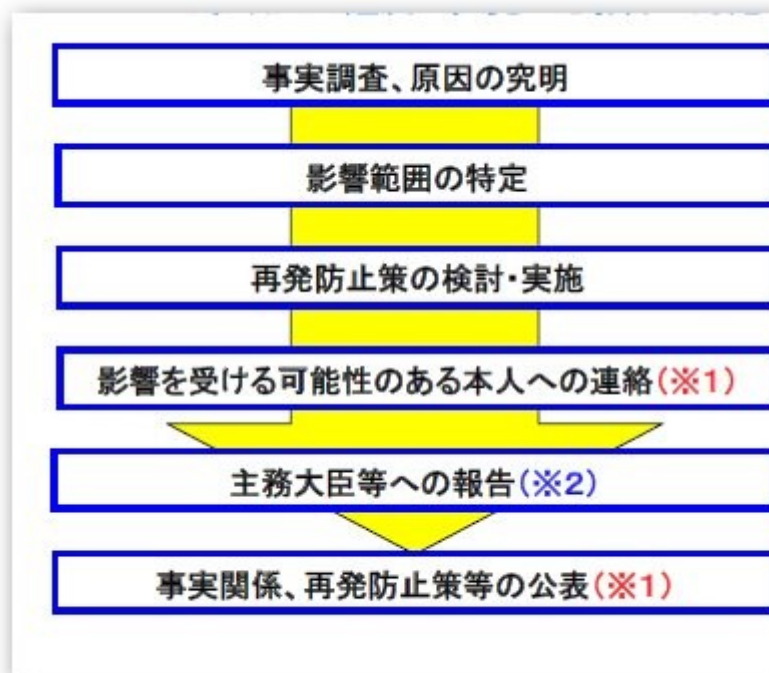
③個人データの取扱状況を一览できる手続きと権限の規定

事業者は個人データの取扱状況を把握するために次のような手続きと権限を設定します。すなわち、生徒情報、保護者情報、教育関係者情報はシステム管理者が統括します。各学校における取扱状況は、学校内のシステム管理者が把握します。個人データへのアクセス権限は各学校が方針を定め権限を決めます。個人データの管理は、以下の「技術的安全管理措置」に沿うものとします。

④個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善



## ⑤事故又は違反への対処



### 2)人的安全管理措置

事業者は従業員に対する業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。講じなければならない事項は次のようになります。

①雇用契約時における従業員との非開示契約の締結

②従業員に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施

さらに、学校関係者と保護者との間で秘密保持のための申し合わせを作り、個人情報保護のための教育や研修を実施します。情報漏洩リスクの軽減のために、こうした研修の機会によって、PCや携帯端末ではパスワード・ロック機能などを徹底させます。携帯端末による情報の提供や閲覧機能は、保護者から強く要望されているので、保護者自身によるセキュリティ対策の実行のために学校などでの学習会を開いたり文書において周知徹底します。

#### 「従業員や委託者への監督」

事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、安全管理措置を遵守させるよう、委託を受けた者に対し「必要かつ適切な監督」をしなければなりません。

- ・委託先には、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しません。
- ・「必要かつ適切な監督」には、①委託先を適切に選定すること、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること、③委託先における委託された個人データの取扱状況を把握することが含まれます。

### 3)物理的安全管理措置

事業者が個人データの盗難の防止等の物理的な安全管理措置として講じなければならない事項は以下です。

(1)校務円滑支援システム用の専用サーバーの設置と管理

- (2)サーバー室への入退館（室）管理の実施
- (3)盗難等の防止
- (4)機器・装置等の物理的な保護

#### 4)技術的安全管理措置

事業者は個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置を行います。講じるべき事項配下のようになります。

- ①個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ②個人データへのアクセス制御
- ③個人データへのアクセス権限の管理
- ④個人データのアクセスの記録
- ⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人データの移送・送信時の対策
- ⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人データを取り扱う情報システムの監視

技術的安全管理措置の取組みの例としては、次のようなことが挙げられます。

- ・個人データへのアクセス権限を付与すべき者の最小化
- ・アクセス権限を有する者に付与する権限の最小化
- ・個人データを格納した情報システムの利用時間の制限
- ・個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録
- ・ウイルス対策ソフトウェアの導入
- ・情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止
- ・個人データへのアクセス状況（操作内容も含む。）の監視など

個人情報保護法に関わりなく、事業者は、関係者以外からのネットワーク不正侵入、不正使用等の防止、情報の有用性に応じたアクセス制限（ID、パスワード、その他の方法による個人認証の徹底）など、情報セキュリティを確保する手段を講じます。

事業者及び学校の教職員などは、原則的に生徒の個別の指導計画、答案、成績情報などの個人データを学外に持ち出し、自宅等で作業することはできません。しかし、例外的な学外での作業に際しては、データの漏洩防止に関する方針と対策を講じ、全ての関係者が遵守する必要があります。

#### (1) 情報漏えいを防止するセキュリティ対策

教育目的に使用する全てのデータは事業所や教育機関の共同サーバーで一括管理し、教員はネットワークを介して共同サーバーのデータを利用することとします。ネットワーク上の通信は盗み見られないよう暗号化します。パソコン本体にはデータを保存せず、盗難・紛失した場合にも情報漏えいを防止できる他、記憶媒体の利用を制限してデータを盗み出せなくします。

## (2) 教員個人による情報漏えい防止対策

教員が使用するパソコンに暗号化ソフトウェアを設定します。例えば、学校のパソコンのデータを電子メールで送信する場合やメモリスティックなどの記憶媒体にコピーする際には必ず暗号化が必要で、暗号化しなければ送信・コピーできないようにします。自宅パソコンで暗号を解除する場合にはパスワードが必要となります。この方法を用いると、比較的容易に情報の漏えいを防止できますが、教員個人の対応にとどまる限りは全学的なセキュリティ対策とはならないことから、全ての教員パソコンに共通の設定を施す必要があります。

## 3. 保有個人データに関する事項の本人への周知

事業者は、保有個人データについて、法令で定められた情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置きます。

保有個人データに関して公表すべき事項は以下となります。

- ①個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- ②すべての保有個人データの利用目的
- ③保有個人データの「利用目的の通知」、「開示」、「訂正・追加・削除」、「利用の停止・消去」の求めに応じる手続
  - ・開示等の受付先
  - ・開示等の求めに際して提出すべき書面の様式、受付方法（郵送、FAXで受け付ける等）
  - ・開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法

# 保護者及び学校関係者に対する個人情報の適正な取扱いに関する方針

日本支援教育実践学会

日本支援教育実践学会では、以下のように個人情報保護法新を制定して運用しています。

日本支援教育実践学会（以下「学会」と略します）は、個人情報取扱事業者として、個別の指導計画作成の校務支援システム(e-iep)の運営に当たり、個人情報の保護に対し厳重かつ適切な管理体制を敷く責任を認識しております。そこで次のとおり個人情報保護方針を制定し、個人情報の適正な取り扱い・管理・維持に努めて参ります。

1. 事業者としての使命と責任を十分に認識し、個人情報の保護に務めます。
2. 個人情報を適切に収集・利用・提供・保護する規定を制定して実行します。個人情報は原則として保護者や学校関係者の同意がない第三者提供はいたしません。
3. 個人情報への不正なアクセス・紛失・漏えいなどに対し、これを予防するための適切な安全対策を講じ、もしもこれらが発生した時には速やかに是正いたします。
4. 個人情報の保護に適用される法令およびその他の規範を遵守します。また、本学会の個人情報保護に関する方針とその実施の状況を定期的に点検し、継続的に改善していきます。

また、日本支援教育実践学会は、校務支援にあたり生徒・保護者の皆様から個人情報をいただき個別の指導計画作りに側面から支援いたします。以下に個人情報の具体的な取り扱いについてご説明いたします。

## 1. 本学会が取得する個人情報の利用目的

- ・気になる生徒の登録手続きをおこなうため
- ・インターネットを利用した個別の指導計画作りを実施するため
- ・診断結果や学業成績などに関する情報を保存するため
- ・保護者との報告・連絡・相談などのため
- ・個別の指導計画の実施と成果の評価のため
- ・過去の個別の指導計画の活用のため

## 2. 個人情報の第三者への非開示・非提供

本学会が保有する個人情報は下記の場合を除いては、第三者に開示、または提供いたしません。

- ・保護者や学校関係者の同意がある場合
- ・保護者や学校関係者個人を識別することができない状態で開示する場合
- ・法的な命令等により個人情報の開示が求められた場合

### 3. 個人情報の取り扱いの外部委託について

本学会は、たとえば校務支援システムの監査業務などを外部の企業に委託する場合があります。この場合は個人情報の適正な取り扱いのための機密保持契約を委託企業と取り交わすなどの手段によって、業務目的以外の個人情報の使用を禁止します。

### 4. 本学会が保有する個人情報の安全対策

本学会と勝美は個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するための最善の安全対策を講じるとともに、必要な是正措置を講じます。

### 5. 個人情報の開示・訂正等について

本学会の管理する個人情報の開示などを要望していただく場合は、本人または本人の法定代理人からの所定の開示・訂正等の手続きにより、合理的な範囲で速やかに対応いたします。ただし、教育活動に与える影響などを考慮し、個人データの全部または一部を開示しない場合がありますが、その場合はその理由を説明いたします。

# 児童と保護者と教師の架け橋として

公立A小学校通級指導教室 多賀谷智子

はじめに

現在、勤務している町は都市への通勤圏でありながら、のどかな自然の残る町です。住民は3万人ほどで、3保育所、3幼稚園、4小学校、2中学校が半径1キロメートル以内に位置します。どの学校にも支援学級が併設されています。平成19(2007)年4月、1小学校の校舎内に通級指導教室（発達障害学級）が開室され、私はその教室を担当しています。

## 1. 通級指導教室について

通級指導教室は、平成5年4月に学校教育法施行規則の一部改正により始まった新しい教育の形態です。通常の学級に在籍し各教科等の指導を通常学級で受けながら、通級指導教室において、専門的な見識を持った教諭から個々のニーズにあった個別の支援や指導等を受けるものです。

通常学級に在籍する児童が、通級指導教室に通ってくるシステムをとり、指導は個別指導を中心とし、必要に応じて小集団での指導を行います。年度途中でも相談や面談を随時受け付けます。通級による指導により改善等が見られ、通常の学級での指導にて対応が可能となった児童については、通級による指導を終了します。

通級指導教室へは校区内外を問わず通うことができ、通級に必要な時間は、正規の授業時間として扱います。早退・遅刻・欠席にはなりません。送迎については、保護者の責任で行います。基本的には、徒歩や自転車としています。

## 2. 通級指導教室の役割

通級指導教室の役割として、次のようなことがあります。すなわち、①児童支援：一人ひとりの児童生徒のニーズに対応し、自信や意欲を育てる、児童生徒の行動の裏にある気持ちやつまづきを理解して、個に応じた指導プログラムを作成し、児童一人ひとりの状態に合わせて指導を進める、②教師支援：在籍校の学級担任及び授業担当の教員へ情報を提供する、子ども理解のための情報資料を交換・交流し、児童への支援のあり方を相談する、③保護者支援：保護者の心情を理解し、アドバイスする、保護者と定期的な面談を持ち、保護者の気持ちを理解することに努め、信頼関係が結びながら、児童の家庭における安定化に向けて支援していく、④関係機関との連携：在籍校との連携はもとより、必要に応じて医療機関等と連携をとる、の4つの柱を設けています。

## 3. 対象児童

対象児童は、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の児童、および、その他として、ことばの発達が遅れている児童等です。現在、通級指導教室には、知的に遅れのない通常学級に在籍する20名弱の小学生が通級し、その内訳は、コミュニケーションの課題を持つものが半数、自己コントロールの課題を持つものが半数、その他として、構音障害やことばに課題を持つものが少数です。

自校通級児童、他校通級児童が半々程度です。自校通級児童は週1時間、授業時間に、他校通級児童は週1時

間、放課後に、それぞれ、通級指導教室での指導を受けています。

指導形態は、1対1の個別指導を受けるものが2/3、少人数グループ指導を受けているものが1/3です。

#### 4. 教師支援・保護者支援・町内支援

どの児童も集団で生活する中での行動上の課題を抱えています。そのため、教師からの支援要請は、行動上の課題、すなわち、不適切な行動を減らすことがほとんどを占めています。また、同様に、保護者からの相談も、不適切な行動に関しての対処の仕方について、がほとんどです。そのため、児童の指導と並行して、児童とは別の時間に、月1回1時間から1時間半の保護者面談を実施しています。面談においては、行動のメカニズムや環境調整・対処方法等の心理教育を実施し、我が子の不適切な行動に巻き込まれず、適切な行動へ修正し、適切に強化する方法を学んでもらっています。担任やコーディネーターにも同様の内容を理解してもらい、実践を促しています。

毎年、通級への入級者は増加しているのが現状です。入級まで至りませんが、担任やコーディネーターと連携しながら、フォローしている事例も複数件ある。また、町には専門家チームがなく、私には専門性を活かした助言を求められることも多いです。一方で、特別支援教育の拡充・推進のための組織作りにも一翼を担っています。小さな町ならではの「一人複数の役割」を担っているのが現状です。

#### 5. 個別の指導計画作りツールの「e-iep」について

「e-iep」とは、「個別の指導計画づくり」を助けるコンピューターソフトウェアです。ネット環境を使つての「個別の指導計画づくり」に必要な手順が全てデジタル化されていて、項目等容易にカスタマイズすることができるので、学校毎のニーズに細かく対応することが可能です。現場で使いやすいツールも装備しています。また、e-iepは複数の教師で子どもを支援することを基本としています。そのため、情報の共有機能やコミュニケーション支援機能を備えていることが利点です。

特別支援教育では、保護者と教師などの支援者との連携がとても重要です。家庭訪問や個人懇談、電話や連絡帳など、さまざまな機会を捉えての直接対話が重要なのはもちろんですが、これらは、時や場所の制約を受けやすく、なかなか機会が取れないのが現状です。その点、このシステムのメールによるコミュニケーションは大変有効です。特に、活用度が高いのが「連絡帳機能」と「メモ」です。「連絡帳機能」は保護者の携帯電話からe-iepに登録しています。担任、特別支援コーディネーター、通級担当者にメッセージを送る事ができ、担任が不在の時でも、連絡が停滞せず、迅速な対応が可能になります。さらに、連絡帳機能による通信は全てe-iepサーバー上に記録されるので、保護者の携帯電話に情報が残らず、万一の紛失時にも安心です。もちろん、他の携帯電話からアクセスをする事は出来ません。一方、「メモ」は、支援者同士の情報の共有に役立っています。普段の出来事から打ち合わせの記録といった文字情報はもちろん、画像の保存も可能です。一つひとつのメモにコメントを残せるので、支援者同士の連絡や伝達にも活用が可能です。過去にあった事柄を記録することで、担任交代時の引き継ぎ資料にもなります。ゆくゆくはネット上の「ケース会議」もできるようになるとのことで、さらなる改善を期待をしています。

#### 6. e-iep を使つての活用例

では、通級指導教室で実際にe-iepを使つての活用例を紹介します。通常なされている指導や支援については、

誌面の関係上最小限に触れる程度ですが、どのケースも通級担当者、担任、コーディネーター等の支援者同士の協働があり、保護者との信頼関係の上に連携があることを確認することが出来ます。なお、事例については、個人を特定できないように複数の事例を合わせたり、内容に支障のない項目を修正したりしてあります。何分、小さな町ですので理解ください。

## 事例 1

はじめの事例は、他校通級の広汎性発達障害の3年生男児です。

### 主訴

学校では、自分の考えを述べたり、書いたり、他者の考えを読み取る課題は困難です。抽象度が増すにしたがって、授業中のたち歩き、および、大声で「先生」「わからん」と対応するまで言い続けるなどの不適切な行動が増加しやすい傾向があります。学習への集中時間が短く、使用できる語彙にも偏りがあり、順を追って話せません。

家庭では、間違いの指摘や不適切な行動に対して、「やめなさい」としかると、「ケチャップ」「マヨネーズ」など、文脈と関係ない言葉を連発し、物を落とす、つばを吐く、えんぴつの削りかすを妹の机にまく、などの不適切な行動が生起すると報告されています。

### 児童の様子

作文が苦手です。算数以外の教科は集中しにくく、内容によっては参加できないこともあります。漢字、計算などパターンが決まった活動は、集中して行えます。また、いろいろな面でのこだわりをもっています。野球のスコアつけが趣味で、野球のことについては、とてもよく知っています。野球博士です。わからないことの不安が大きくなるとパニックになることがあり、自分が他人から「責められた」と思うときは感情を爆発させることが見られます。コミュニケーションの課題をもち、日常的に些細なトラブルが起こり、担任や保護者も対応に苦慮している児童です。

### 保護者の願い・指導目標・指導内容

保護者の願いは、「本人のよいところを十分に伸ばしながら、本人に合ったペースで学習が進められること」であり、長期目標は、「できていること、得意なことを伸ばしながら、より適切な行動を増やしていく」としました。

担任と話し合っ、トラブルが起こりやすい場面について環境調整を、通級指導では、「怒りのコントロール」を中心にソーシャルスキルトレーニングを実施し、本児への行動修正を試みました。

担任を通して、①指示を与えるときには、注意を集中させてから、具体的に、短く、伝える、②予想される不適切な行動に対しては、あらかじめルールを確認しておく（本人の理解程度を確認）、③注意を転導させたときに、戻りやすいように、視覚提示をしておく、④不適切な行動が出た場合、頭ごなしに叱らず、言い分を聞いて、より適切な行動を教える、⑤「やめなさい」「ダメです」の指示は、できるだけ感情的にならず行う、ことを全教職員に徹底してもらいました。

担任は、彼の特性は理解されているが、周りとの児童とのギャップに対して、どう対応すればいいのか、試行錯誤されていた。担任から毎日のように、「どんな出来事があり、どう指導したか」の報告があり、通級担当の役割として、指導に対する確認と助言が期待されました。したがって、この事例では、e-iepの「メモ」機能を大いに活用して担任と連携してきました。その一部を紹介いたします。

X年X月5日 担任から

・・・(前略) キックベース、まわりの動きについていけず、わからないとふざけてしまうので、周囲の男の子の不満がたまってきた。担任とルールを勉強。しかし、頭では理解しています。様子。現実の動きでの問題のようだ。友達とのかかわりは前進ではあるものの本人のゲーム参加のこだわりと、ついていける力の差で悩ましいところです。今はキックが生きがいのようになっているので・・・(後略)

通級では、キックベースのできごとについて、話題にしてみました。出来事のあった日は、みんな遊びで、キックベースをすることになっていました。まず、Aに、コート図を描いてもらい、位置関係や基本的なルールを確認しました。野球が好きだったので、まず、野球と同じ点を確認しました。それぞれのポジションの役割、ヒット、セーフ、アウト、3アウトで攻守が入れ替わることなど基本事項は理解していました。次に、野球と違う点を確認しました。投手がいる野球と違って、キックベースは、地面に置いたボールをけることなど、違いについても理解していました。

時系列に行動を振り返ることにしました。まず、Aに「Aさんは、どこにいたの？」とたずねました。すると、Aはコート図の一塁を指しながら、「1塁にいた。」と答えます。「そして、次にどうしたの？」とたずねると、「Bが『次の人がかけたら、走れ』と言ったので、走った。そしたら、Bがものすごく、怒って、すごい顔で『もどれ』って命令するねん。『走れ』と言ったから、(言われたとおりに) 走ったのに。とても、腹が立った・・・」と、説明してくれました。次の打者と自分の行動を関連付けて考えることができなかつたのです。

そこで、コート図の上にAとBとC(次の打者)に見立てたコマを置き、それを動かしながら、説明を試みました。まず、Cが蹴ったボールがどこに落ちたか確認。実際には線の内部に落ちたので、ファールでした。この場合は、Cはもう1回蹴るので、Aは走らないことを確認。そして、Cは「ヒットのときだけ走れ」と言いたかつたことを説明したところ、Aは「そんなん、知らんかつたもん・・・」と自分が怒ってゲームを台なしにしたことを反省しました。最後に、Aの理解を確認しながら図1を作成。Cがボールを蹴って、「ファールの場合、Aは走らない」、「アウトの場合、Aは走らない」、「ヒットの場合は、Aは次の塁まで思いっきり走る」ことを再確認しました。指導後、担任と保護者には、指導内容を報告しました。担任はその情報を得て、その後の指導に活用したとのことでした。

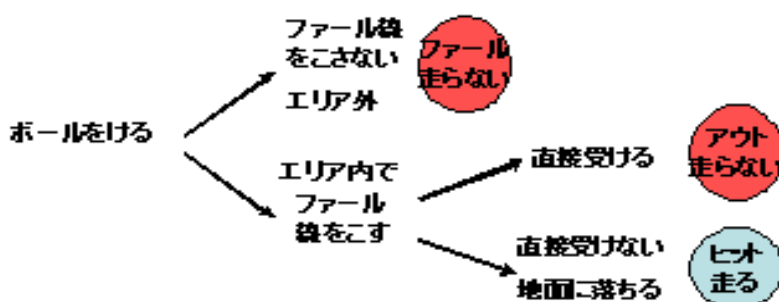


図1 打者と自分の行動の関連付け

X年X月16日 担任から

1時間目(算数)、途中からペース崩れ、「後ろのDの筆箱の中身をぶちまけ、あやまれず、指導。給食準備中、同じDの折り紙の邪魔をはじめ、そのDの机の中のものを床にぶちまける。その後、気持ちを一緒に整理しながら、自分の

悪かつたことをふりかえらせると「なんていっていいかわからない」、「もやもやしてやっちゃった」、「自分も同じことをされたいや」と、Dに謝ることができた。通級での学習『怒りのコントロール』のことを少し振り返る。

通級では、怒りのコントロールを目的として、「怒りのメカニズム」「自分の感情やその変化を知る」「対処法」

に分けて指導しています。出来事をふりかえり、イラストを参考にしながら自分の感情を言語化し、気持ち温度計を参考に数値化します。そして、どういった状況で、コントロールが不能になるのか理解させていき、同時に回避の方法を教えています。実際場面に近いロールプレイを実際に行ってもらい、練習させます。以前に報告済みだった『怒りのコントロール』の内容を活用しながら、ふり返りを実施しました。

X年X月17日 担任から

運動会練習、隊形移動についていけず、運動場の端で休憩・・・(略)・・・聞こえてくる運動会の音楽に反応し、廊下に出て運動場を見えています。声かけで教室に戻るが学習はできず。チャイムで遊びに行こうとするので、約束を確認。授業も遊びもルールが大切。

X年X月18日 通級から

運動会、少しずつの参加でOK。先生が書かれているように、授業も遊びもルールが大切！不適切な行動が生起する前に、止められると、(気を変えられると) いいのですが・・・それが、3分でも後に延びればOK！がんばっていることをフィードバックしてやってください。

成果が崩れやすいこの時期。担任の徒労感を受け止めつつ、ねぎらい、認めるメッセージを送ります。やるべきことは理解されていますが、環境要因により、足踏みや後退もあります。児童の状況を判断し、その都度、調整することも必要。担任が孤立してしまうと、周りからの無理解な言動に振り回されがちになり、児童の状態を無視した厳しい指導に走りがち。そのときにはこういう支援もあっていいと思います。

X年Y月23日 担任から

図書室で学年合同の読み聞かせ会がありました。絵本の読み聞かせ、紙芝居、一人語り、の3本だてでした。このシチュエーションが混乱するパターンなので気をつけてそばにいたのですが、最後の一人語りの途中からごそごそだし、「みんなの中につっこんでやる」と攻撃的になり、気をそらしても効果なし。結局、抱きかかえて退出。今回抱えて抑えた私に、殴る蹴るが出たことです。やむをえない対応でしたが今後も十分出てくる場面でしょうね。周囲に釘を刺していたのでまわりは無反応で、落ち着く速度も速かったです。落ち着いたころ「何でいらしたの？」ときくと「わからん」とのことでしたが、語りの内容がわからなかったのではないかと思います。回りのみんなが反応してとても受けていたので「みんなにつっこんでやる」となったのでは？と思います。

X年Y月24日 通級から

先生の把握する力に脱帽！すごい！きっと、そうだと思います。その後の対応はOKです。彼の特性と反応は予測できるようになれば、次は・・・あらかじめ、紙芝居のあとで退出、または、他の活動を入れることを考えるといいと思います。抑制まで出ない手前で、こちらが切り替えることができると花丸！

抑制や移動は高学年では難しいです。あらかじめ、「こういう場面ではこうするよ」と確認しておけば、少し、ましかもしれませんが・・・なるべく、最後の抑制には行かない段取りを必要としていくということです。

担任の気づきを認めつつ、担任の行動を、児童にとって好ましい適切な行動へとシェーピングしていくことをねらっています。そうすることで、「押しつけられた」、「時間的に無理」といった支援者側の無用な反発を回避し、自発的により適切な行動を選択し、行使してくれるようになります。

なお、最終的には、保護者における本児への特性理解も深まり、医療につながったケースです。

## X年Y月22日 保護者から

授業参観での英語のスピーチは自宅ではスラスラと言っていたのに、緊張してできなかったと言っていました。最後まで頑張ったところは良かったよ。と話しましたが、スッキリとはしていなかったようです。(略) 最近、特に大声で人の話しをさえぎることが多いので、落ち着いています。時に、一つ一つできることを増やしていこう。と言われたよね?と話して、できた時にはすかさずほめるようにしているのですが、なかなかです。少しずつとはわかっているのですが・・・

## 事例2

他校通級のADHDの4年生男児です。

### 主訴

ちょっかいを出し、相手がいやがっています。ことがわからず、しつこく続け、トラブルに発展します。ルールを勝手に変更します。暴言だけでなく、手足が出やすい。

### 児童の様子

文字が乱雑で、枠内に収まりません。細かい作業は苦手な雑になります。身辺整理は苦手。机の中や周りは雑然としています。友達との関わりを求め、友達と遊ぶことは好きですが、コントロールの課題をもち、衝動性が強く、「いいすぎ」「やりすぎ」による友だちとのトラブルが頻発し、激高すると落ち着くまで時間のかかる児童です。また、書字にも抵抗をもっています。

本人からは、自分の感情を表現する言葉がほとんど発せられず、「べつに・・・」「もういいやん」「どうせ」という言葉が口癖で、不満を抱え、自己への肯定感も低いように思われました。

### 保護者の願い・指導目標・指導内容

保護者の願いは、「友達との関係が、うまくできるようになってほしい」、であり、長期目標として、環境調整を試みながら、「できています。ところ、がんばっているところを認め、適切な行動を増やし、不適切な行動の割合を低減する」を設定しました。

母親へは、本児の対応に苦慮されていたため、本児の特性理解の促進に努め、その都度、対応方法を助言。家でも、保護者からの叱責を受けやすかった本児の環境を調整し、ほめられる、認められる経験を増やすことを目的として、①トラブルがあったとき、叱るのではなく、視覚化して本人にわかるように整理しながら、言い分を聞いてやってほしい、②指示の仕方を工夫する：ルールを明確化し、短く、具体的に指示する、予告も含め、声かけをしながら促し、自発行動を作っていく、③できないことに目を向けるのではなく、できていることを認めてやってほしい、④お手伝いなど継続してできることを設定し、できたら認めてやってほしい、とお願いしました(落ち着いた後、④を追加)。

担任へは、本児の特性を説明し、理解促進に努めました。具体的には、①知っている力を使って、試行錯誤したり、推察したりするすばらしい力をもっている、それを活かしながら、できていること、がんばったことは、その都度こまめにほめて(認めて)やってほしい、②情報入力の際、見落としや、一部を見て、または、最後まで聞かずに早合点があり、文脈が理解できなかったり、他人の意図を誤って捕らえたりしやすい、特に、耳からの情報は、忘れやすく、誤りやすいので、視覚支援を対提示すること、③トラブルのとき、

話だけで進めず、紙に関係を図示し、言葉や行動を書きながら全体の構図を理解させること、④指示は、短く具体的に、黒板に1〇〇、2△△・・・と書いたり、メモを渡したりすることが必要、⑤雰囲気や表情を読み取りにくいので、イエローカード・表情カード(怒っています。カード)・合図などをうまく利用して、予告および周りの状況の理解を促してやってほしい、⑥頭ごなしに叱らず、本児の言い分を聞いてやってほしい、注意するときは、個別的に、理解促進に努めながら指導してほしい、⑦激高しているときには、刺激の少ない場所でクールダウンさせ、落ち着いたときに、指導することを全教職員に徹底してもらいました。

通級教室では、「怒りのコントロール」を中心にソーシャルスキルトレーニングと漢字を関連づけて指導することを実施。出来事を振り返る中で、自分の感情の動きと、他者の感情に気がつくように促す(気持ち温度計での気持ちを数値化、気持ちカードを使って、感情を言語化する)、不適切な行動のかわりに、適切な代替行動を提示し、ロールプレイする、「ルールを守ること」を目的として、毎回、事前にルール確認の上、ゲームを実施しました。負けてくると、激高し、ルールを勝手に変更する、ズルをする、暴言を吐く等の不適切な行動が増加し、ゲームそのものの継続が難しくなりました。そのため、当初は、本児の様子を見ながら、こちらが加減できるものから始め、ルールを守って最後まで継続することを優先しました。その後、徐々に負けそうになるようなストレス場面を加えていきました。

現在、男児には、[考えー感情ー行動]は関連していることを説明し、なるべく良い循環になるようにもっていく方法をいろいろ出し合い、自己の特性理解促進に努めながら、対処方法のレパトリーを増やすように働きかけています。本児は「がんばっています。(爆発手前で治まっています。)」と自己理解しています。漢字もがんばってきています。また、ゲームでも、負けてきても、激高することなく、不適切な行動も生じりません。ゲームそのものを楽しめるようになってきました。

この事例では、e-iepの「連絡帳」機能を活用して、保護者と担任と通級担当者の三者が連携した事例です。その一部を紹介します。

X年Y月26日 担任から

1時間目に、みんな遊びとしてSケンをしました。押し合いへし合いして、相手チームの宝物を取り合うゲームです。Eは力加減がわかってきて、だんだん楽しめるようになってきました。今日は押しても押されても、泥んこになってもアウトになっても、文句も言わず、そして言われずに笑顔で遊ぶことができました♪

X年Y月26日 保護者から

今日は帰宅した時、機嫌がいいな〜と思ってました。夕方友達と遊んだ日はいつも機嫌が良いので、『今日遊びに行ってた?』と、聞いたら、『ずっと家にいた』との事だったので、機嫌が良いと思ったのは、気のせいだったのかな??と、思っていました。先生からのメールで納得しました。母の直感はまだまだいける!!と、自分を褒めました(^)。

X年Y月27日 通級から

いい話ありがとうございます。彼にとって、加減が一番の課題ですが、うまくいった経験を積むことが一番効果ありです!!

X年Y月4日 担任から

3学期に入って宿題忘れが激減です。がんばっています。漢字テストに変化が出てきました。ここ数回のテストの文字が、整っていて大きな濃い字で書けています。読みやすく、正しく書こうとしているのがよくわかりま

す。結果も出ています。テスト中にコソッと「Eのこの字、きれいなあ」といって頭をなでるとさらに集中して書いていました。

体育でバスケットをしています。攻防が入れ変わり、体も触れる試合。今日はディフェンスをしていて何度か友だちとぶつかっていましたが、お互いムキにケンカすることなく「いたあ」言ってケロッと参加していました。大好きな友だちとの関係も、一声かけると、距離を加減しながら付き合っています。

家からのメールでも漢字の上達が報告されています。

X年Y月5日 通級から

「テスト中にコソッと」はナイスですね。さすが～ほめ方とっても、じょうずですねえ。彼が一番うれしいやり方ですね。

X年Y月18日 担任から

4時間目のSケン。Fととっくみ合いをしてしまう。原因は、アウトじゃない方法をとったつもりが、友だちにアウトと指摘され、担任に確認に来るが、担任にも否定され、担任は、けが人の対応をする。その後、「前、良かったやん！」とイライラがつのり・・・(略)、怒りを植木にぶつけていたEに、Fが注意。さっきまでのイライラと重なり、怒りが爆発。EはFを蹴り、取っ組み合いのケンカに発展。すぐ間に友だちが入り、気づいた私も間に入り二人を引き離しました。

興奮状態のEは、傘立てを倒し続け、掃除箱を蹴り・・・(略)外に自分で出て、クールダウンし、30分ほど経つと顔の表情も落ち着き、自分で教室へ戻りました。Eとのふり返り結果①Sケンのルールが前と変わっていて「イライラ」、②Fが自分に対して悪口を言っていたようだったので「クソッ!」、③気持ちが爆発して、先に足でFを蹴ったとのことでした。気持ちを切り替えて場所移動できたこと、教室に戻り、Fさんとの距離を取れたことがよかったとフィードバック。(後略)

X年Y月18日 通級から

連絡ありがとうございます。助かります。指導に活かします。いつもながら、うまく振り返りをされ、まとめられているなあと、感心します。じっくり聞いてもらうことで彼も振り返りやすくなります。時間がかかりますが、この「じっくり」をあせると、結局もっと時間がかかることになりかねませんので、がんばって!この件をうけ、通級では、いくつかのターニングポイントでの行動について、と暴力を振り返りたいと思います。だんだん力が強くなるので、「人は絶対蹴らない」ために「人を蹴る」ことの代替行動を考えさせていきたいと思います。

X年Y月18日 保護者から

Eの様子ですが、Fさんとは、解決していて、すっかり忘れていたのが本音のようです。先生からお電話を頂いた後、今回の事が起きてしまった理由を聞いていた時、私が、蹴った事を注意したら、E曰く、Fが先に蹴ってきたとの主張でした。クールダウンしていた時に蹴られた事が本当に悔しかったようで、涙ぐんで、私に訴えてきました。先生からは、Eが先に蹴ったと、聞いていたのですが、先に蹴ったのがどっちかを私が追求しても、どちらが正しいかは分からないので、『もし、Fさんが先に蹴ってきたんなら、悔しかったね』と、Eの気持ちを受け止めて、何とか落ち着きました。落ち着いた後、理由は何にしろ、蹴ったのはだめだね。と、振り返りを簡単にし、Fさんと仲直り出来たのなら、良いよ。と、話を終わらせました。その後、自分の部屋で、明日の参観

の発表の練習を機嫌よくしたので、昨日の事は既に過去の事になってるようです。解決した事をぶり返す事は止めておきます。先生のご対応で、完全にスッキリしているようです。ありがとうございました。

X年Y月18日 保護者から

やはり、先に蹴ったのはEでした。ただ、Eが蹴ったのGさんで、次にFさんがEをけったようです。FとEの間では、Fさんが先に蹴ったので、私にずっと、Fさんが先に蹴ったと、言ってたようです。やっと、つじつまが合いました。

『いきなり蹴られたらどうしたらいいねん!!』と、Eが目付きを変えて、訴えてきた時、『逃げなさい!』と答えたら、更にEが怒り出してしまい、この私の対応はちょっと失敗しました。先ほどのメールに書いた通り、『蹴られて辛かったね』と、辛かった気持ちを受け止めたら、無事、Eの気持ちは収まったのですが、『蹴られたらどうしたらいいねん?』の質問にはどう答えたら良かったでしょうか?

X年Y月19日 通級から

お母さん、なかなかですね!うまく対応されたと思いますよ。蹴りの件は、お母さんが後につかまれた情報からすると、直近の相手ではない子から蹴られたことが納得いかず、不本意でもあったと思います。こういうときの対応は、「いきなり蹴られたら」という言葉だけに注目してその言葉だけに対応することをしないことです。必ず、文脈があり、気持ちが裏にあるのでそのあたりの全体像を把握してから助言します。まだつかめていないときに多賀谷がよく使う手は「Aなら、どうすればよかったと思う?」とか、「他にどんな手があったと思う?」とかです。その答えを「なるほど・・・」と聞きながら、彼の気持ちのあり方や状況を探ります。ただ、その場にいないものとしては、なかなか難しいので、お母さんは彼の気持ちに添うことが一番だと思います。いろいろ試行錯誤でがんばってみてください。お疲れ様でした。そして、報告ありがとうございました。次の指導につなげます。

X年Y月18日 保護者から

(前略) そうなんです、Eがずっと納得できなかったキーワードは『不本意』だったと思います。Eには、「先生は、Gさんを最初に蹴った事知らなかったみたい。」と、伝えると、「そうやったん」と、落ち着いた口調で返事がありました。先生の助言のおかげで、Eが落ち着いたままで、話をする事ができました。(後略)

### 事例3

他校通級してくる広汎性発達障害の5年生男児です。

#### 主訴

授業中、絶えず私語をし、友だちの発言を聞こうとせず、ふざけます。注意されても、なかなかやめません。当ててもらえないと、「差別や」と言って授業妨害をします。

#### 児童の様子

授業中における私語、暴言等の不適切な行動が頻発し、担任の困り感が高かった。一方、本児はやるべき課題は完全に最後までやり、字は丁寧で、几帳面です。細密画のような絵を描き、戦艦などに興味と関心をもち、物知りでした。本児に困り感はなく、当初、通級での学習意欲は低かった。

## 保護者の願い・指導目標・指導内容

保護者の願いは、「相手の気持ちのわかる子になってほしい」であり、長期目標は、「できていること、得意なことを伸ばしながら、不適切な行動を低減する」とし、短期目標を「周りの視点や自分の考えの偏りに気づく」「不適切行動の代わりに、より適切な代替行動を身につける」とし、指導を開始しました。当初、時間にこだわるので、開始・終了時間は厳守して、約束は守られることを経験させる、活動のスケジュールを最初に提示し、見通しを持たせる（本児と確認）、時間を守って来室できたこと、がんばっていることを具体的にほめる、また、基本的なスキルのポイントを教えることで、周りの視点（暗黙のルール）や本児の考え方のくせ（認知の偏り）に気づかせることを試みました。

担任には、耳からの指示は、忘れやすく、誤りやすいので、視覚支援を対提示する、できていることを認めてやってほしい、簡潔で、具体的な指示を依頼し、得意な分野で活躍の場を設定するようにお願いしました。また、場の雰囲気や表情を読み取りにくいので、頭ごなしに叱る前に、段階的に予告し、周りの状況の理解を促すこと、注意するときは、個別に、理解促進に努めながら指導するようにお願いしました。

当初、担任も保護者も、本児の特性理解は難しかったようです。どうしても、本児が些細なことにこだわるのかがわからず、「言いがかりをつけて、わざと困らせています。」としか思えなかったようです。そのため、いつでも、助言を受けられることを伝え、実際、その都度、具体的に助言していきました。

### 担任から

「連絡帳に授業の学習を写すことの抵抗」が訴えられた。この学級では、ノート忘れの際、自由帳か連絡帳に書くことになっている。自由帳に書き始めたが、途中でページがなくなり、白い紙を取りに来た。「続きは連絡帳に書いてね」と指示したら泣き出した、とのことであった。

### 通級から

「白い紙をください」ともらいにこれたのは、えらい。次回からはほめてやって渡してやってください。1つのノートに1用途なので、連絡帳は抵抗感がある（自由帳は文字通り自由）。先生は間口を広く、臨機応変に受け入れてやってください、と助言。

### 母親から

宿題などわからないことがあると、即答を求め、「早く教えろや」と怒鳴る。プリントは空欄で、とばせるが、順番にノートに記していく練習問題はとばせない。

### 通級から

学校の宿題については、「わからないときは、そのまま、提出でよい」と担任から指導してもらった。1つの問題に、できている問題を見て、3行ずつなどと目安をもたせて、何行とばしたら、いいか理解させることを助言。実際は、わからない問題の番号を後回しにすることを受け入れた。

### 担任から

加減がわからない：座席は1番前だが、「見えない」というので、「前に来ていいよ」と指示すると、黒板すれすれまでやってきて、他児とトラブルになった。

## 通級から

『前に来ていいよ』と指示されたから、やったまでのことなのに、なぜしかられるのかわからない」という気持ちがある（実際、後日、本児に確認）。あらかじめ限定を設けて指示することを助言。また、先生の思いと彼の願いにズレがあるので、本児に「どうしたいか」と確かめることを助言。

保護者や担任の理解が深まるにつれ、適切な指示や対応が増加したと考えられます。例えば、担任がルールを示し、具体的に「○の後、聞きます。」と対応することで、本児は、待てるようになってきています。その結果、本人も「最近、叱られない（ほめられる）」ことを自覚できてきているので、自信につながっています。家でのお手伝いです。風呂洗いを「役に立つ」と誉められ、継続してがんばられています。大きなトラブルは激減。本児は、大変落ち着いていて、几帳面さや学習の継続など、得意な分野での伸びが顕著であり、まわりの認めも増加してきました。

クラス替えて、新担任の指示が明確で簡潔なので、本人にとって、居心地よく感じられています。担任のいいところは、「授業変更があまりない」、「ちゃんと対応してくれる（本人が理解できる説明と納得いく対応）」、「自分でがんばることを自慢できる（トークンエコノミー）」と語り、本人の特性に合った対応のおかげで、得意なところだけでなく、苦手なところへのがんばりも見られます。限定されていた友達とのかかわりが拡大増加。友達からの彼への認めも増加傾向にあります。

一方、自分の興味のあることや「今言いたいこと」については、相手にお構いなしに話し続けたり、相手の気分を害していても、気づかなかつたりすることもよくあります。そこで、通級では、「相手が応答可能かどうか確認する」など、一歩進んで、相手の状況を確認したり、相手に合わせたりするソーシャルスキルトレーニングを中心に実施。その指導と並行して、認知の再体制化も行っていました。例えば、「並んでいると、後ろの女子が何度も殴ってきた。はじめは、たまたまかと思った。許せるのは2発まで」というできごとがあった。「わざとやっている（認知）」と考え、その根拠を尋ねると「振り向いたら、ニヤニヤしていたし、3～10発となったから」とのことでした。その後のことを尋ねると、「女子やし、周りも女子ばかりやったから、あきらめた。走って教室に戻った。別の時間に担任に報告したところ、ちゃんと謝ってもらった。許した。」とのことでした。まず、うまく、対処したことをほめました。その後、いくつかの点について一緒に考えていきました。①言葉の再定義：「殴る」と「当たる」の動作を実際にやって比較してみて、この場合、「殴ってきた」ではなく、「当たってきた」が正しい、同様に、「発」についても、「回」に改めさせ、「並んでいると、後ろの女子が3～10回当たってきた」と言い直してもらいました。また、相手の顔の様子など詳細を再確認し、「ぼーとしていた」表情で、怒りなど感じなかったことを確認。最初のことと比べ、「相手の悪意が100%感じられる」から悪意の度合いが低減し、結局、「おちょくり度30%、悪意40%、その他30%」と本児は考え、相手への怒りは減少していきました。

さらに、出来事（ストレッサー）をどう考えるかでその後の反応（ストレス）が変わることも指導しました。例えば、出来事：後ろの人がパーで背中をいきなり、たたく（実際にロールプレイして確認）

A 「俺の邪魔をしたいのか！」 → 腹が立つ・・・ストレス反応

B 「なんか、私に用があるのかな」 → 腹が立たない

その他、自分の気持ちのコントロール、怒りのメカニズム、セルフモニタリング、いやな気持ちが強くなる前の予防（リラクゼーション、呼吸、軽い運動、イメージの活用、気楽にできること）やイジメやストレス場面での対処のシュミレーション、などを実施しました。

本児は、他者の視点がとれるようになってきて（「自分は〇したいが、これ以上したら、まわりが困るだろう」）、かたくなさが取れてきて、周りの意見に耳を貸すことができるようになってきました。後半は、相手の受け入れ

も可能となってきました。

小学校を卒業し、中学校へ進学していった元通級生へは、移行支援も含め、校内研修やケース会議への参加の機会を利用してフォローを行っています。さらに、並行して、**e-iep** のシステムの中に通級担当も入って必要な助言を行っています。中学校では、各教科での様子をアセスメントし、チェックリストにチェックをし、対象の生徒の特性を理解し、指導目標と手だてを考え、記入することになっています。中学校は、小学校と違って、関わる教師の数が段違いに多い。特性を共通理解し、手だてや配慮を含め、**e-iep** は情報を共有化するツールとして、今後の活用が期待されます。

## まとめ

**e-iep** の連携システムは、広域の範囲を受け持ちながら、いろいろな人と連携していく必要のある通級指導教室やセンター機能を有する機関にとって、有効なシステムです。特に、扱う情報が、配慮の要する性質上、連携してやり取りが必要な事柄は、セキュリティーを確保しながら、時間の制約なしに、必要なときに、必要な助言や支援を与えたり受けられることはありがたいです。

また、ネット環境の整った場所なら、いつでも連携が行え、さらに、文に、図、写真、映像などの視覚情報を添付することで、実態把握がより正確になり、すべてをデジタル化することで、新しい情報を更新したり、情報を得られやすいことも利点です。

一方、教師への支援として、現場では、実際に即した実践的な研修が望まれています。にもかかわらず、その多くは一般的な内容にとどまっています。研修会などの間接的支援だけでなく、児童生徒と教師の関係性などの環境要因にも踏み込んだ直接的支援が必要です。その点でも、**e-iep** を使った支援は、担任への1対1の支援にとどまらず、その支援が、その児童に関係していきます。他の教師の研修の場にもなるという予想もしなかった累加の可能性が期待されています。

今回、**e-iep** のモニターを引き受けることで、巡回での支援の回数が減り、間隔が延びた分をカバーすることができ、さらに、担任への1対1の支援にとどまらず、その児童に関係している他の教師の力量を向上させることになりました。今後、この**e-iep** システムを活用しての支援教育の拡大拡充を切に期待しています。

# 商業高等学校における特別支援教育の取り組み

神戸市立兵庫商業高校 田杼弘行

## 1. はじめに

学校教育法等の改正により、平成19年4月、高等学校でも特別支援教育推進について明記された。同時に各高等学校には、「特別支援教育推進について」、推進に向けての具体的な整備体制を準備するように文部科学省通達が出された。整備体制については、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育支援員の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用、さらに教職員研修など教員の専門性向上のための取り組みなどである。

中学校卒業後の高校への進学率では、全国平均97%強である。これまで小・中学校には学習や行動に気になる児童が約6.3%いることが文部科学省の調査(2002)で明らかになっている。したがって、気になる生徒の一定数が高校に在籍していると推測できる。(田杼, 2005)

高校における、特別な支援を必要とする生徒の学校生活上の問題について、鈴木・内海(2006)は「会話などのコミュニケーションが成立しない、友人ができずに孤立しているという問題が半数以上の学校からあげられている。例として、授業や学習活動についていけないという問題も多くみられ、生徒の困難及び障害の種別ごとでは、行動面で著しい困難を示す生徒は、行動や生活のリズムが極端に遅い、コミュニケーションが成立しない、人の話が聞けない、黙っていられない、周囲の状況を考えずに突発的に行動するというADHD傾向や不登校や引きこもり傾向にあるという生徒の報告もある。さらに、全国LD親の会の調査(2007)によると、親の会の発達障害のある子ども全体の高校進学率は79.1%(公立28.6%,私立50.5%)である。これらのことから、高校でも特別な教育的ニーズを要する生徒が在籍しており、早急に対応が求められる。

しかし高校組織の特別支援教育の取り組みは、小・中学校と比べてまだまだ遅れている。その一つの要因としては、「高校は義務教育ではなく、生徒は高校入試をクリアし、選抜されたのだから」と考えている高校教師の意識である。したがって、個別には特別支援教育の必要性を感じつつも、組織的な支援までもの視野に入っていることは少ない。(田杼, 2007)。

高等学校においては、これまでも、主として生徒指導・教育相談等の観点から発達障害のある生徒も含め課題のある生徒への指導・支援が行われてきている。しかし生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育の理念の実現という観点から見ると、高等学校における特別支援教育の取り組みはこれからであり、教育的ニーズのある生徒への指導・支援を中心として、まだまだ取り組むべき多くの課題が残されているといえる。(文科省, 高等学校ワーキンググループ, 2009)

## 2. 神戸市立兵庫商業高等学校の特別支援教育の取り組み

### 2-1 学校の概要及び生徒像

神戸市立兵庫商業高等学校（以下、本校と称す）は、神戸市北区にあり、市の中心から電車で30分以内で移動できる交通至便地に位置している商業科・専門学科の全日制高校である。生徒の7割以上が女子で、半数以上が大学や専門学校へ進学している。大学進学へは、少数だが国公立大学や難関私大と呼ばれる大学へも合格している。しかし、他の大学も含めて、ほとんどが指定校推薦、AO入試、公募制推薦の入試形態であり、一般入試で合格する生徒は極めて少ない。

就職は、生徒指導において地域からの信頼は厚く、地元の中小企業からの求人が多く、基本的な生活習慣の定着には評価が高い。

入学後のアンケートによると、入学時点の成績は、中学校全体から中位から下位に属する生徒が多く、成績で商業科を選択せざるを得ない生徒が半数以上である。成績が関係なければ、普通科を選択する生徒も、大学進学を考えれば、半数近くいると推測される。したがって、学習成績を中心とした学力については、高校に入っても学び直しが必要とする生徒が多い。しかし、商業科目を中心とした検定科目や実技科目についての取り組みは積極的である。

一方で高校の退学率は、文科省の学校基本調査によると、全国平均ではここ数年2%前後で推移している。しかし、本校では1年時240名が入学し、3年時では約220名が卒業し、3年間で約20名前後の生徒が退学している。学年末では3学年合計で約30名が退学し、これは720名の定員で690名の在籍であり、本校の退学率は、全国平均のほぼ倍の4%にあたる。

退学者についての主な退学理由は、学校不適應や不登校、学力不足であり、こうした不登校や学力不足を含む学校不適應は、約半数の生徒が発達障害の疑いがあるといわれているが、現場の多忙さもあり、個別の退学者の理由は把握できているが、組織的な退学者の退学理由の傾向は分析できていない。

## 2-2 本校の特別支援教育との取り組み

### 2.2.1 昨年度の取り組み

対象生徒Aさんの担任より

2007年4月入学式の日に対象生徒が極度の緊張から体調を崩し、保健室で休憩したことから、両親から小学5年生の時に広汎性発達障害と診断されたことが判明した。後に、保護者の話によると、保護者が高校へ連絡することについて、中学校に相談した際、中学校から連絡するとのことで、保護者は中学校から連絡してもらおうと信じ込んでいた。にもかかわらず、中学校から診断を受けた事実の報告は高校では受けていない。

オリエンテーション合宿を終えてから、クラスの生徒が対象生徒の態度・動作がおかしいことに気づき、からかいの対象になりつつあった。そのままではいじめに発展する可能性が強いので、母親と本人の了承後、クラスの生徒に対象生徒の特性を説明した。人と喋る時に緊張し、コミュニケーションを取ることが苦手なこと、中学時代に誤解されて、ひどいいじめにあったことを生徒に話した。それから1学期中はからかわれることなくなったが、クラス内では孤立していた。

2学期に入り、対象生徒の反応が特異であることにクラス内だけではなく、他のクラス・学年にも知られるようになった。クラス内で対象生徒に対するいじめが起きただけではなく、他のクラス・学年の生徒も対象生徒をからかいの対象として接するようになってきた。クラスの生徒には再度、対象生徒との接し方に対する注意を行った。しかし、一部の生徒は、対象生徒が特別扱いされることや対象生徒の態度に疑問を抱くようになり、対象生徒に対する指導だけではなく、周囲の生徒に対する指導が困難になっていった。一担任だけの対応ではなく、組織的な取り組みが必要なため、学校長に特別支援教育委員会の設置を、担任の立場

として要求した。

#### 指導部の取り組み

指導が困難になっていく事例としては、対象生徒に絡む「いじめ」に関わる事件が3件あり、加害者側の生徒が特別指導（家庭謹慎）となった。

目撃者によると、被害者である対象生徒が、いじめられている行為（ダンスしろ・土下座しろ・悪口を言えなど）をいじめと感じていなかった様子であり、対象生徒も関わってくれてうれしい、と感じていた。しかし指導部としては、いじめと認定して指導を行うものの、教師への対応・生徒への対応に苦慮した経緯があった。さらに、いじめた加害者がいじめとされる行為に関して対象生徒が喜んでいたり、困った素振りがなかった。だからいじめではないと主張する生徒もおり指導に苦慮した。

指導部では、こうした事例を解消するために、教育的ニーズを抱える生徒が在籍することで、生徒指導研修として「発達障害者支援法」「発達障害のある児童生徒への支援について」等の法的な支援の根拠を研修した。

また、生徒指導部長の観点から管理職に校内において「特別支援教育推進委員会」設置についての必要性を報告した。加えて、担任を含め多方面からも設置についての意見が寄せられた。結果、公式に検討することとなり、平成20年度より特別支援教育担当者の設置が正式に決定した。特別支援教育推進委員会のメンバー構成に関しては、校長・教頭・当該担任・保健主事・指導部・養護教諭とし、定例会をすることになった。

平成20年度より特別支援教育推進委員会が設置され、定例会を通して特別支援教育についての理解を深め、対象生徒の実態把握と必要な支援内容が共通理解することができ、昨年度指導部として苦慮した事態で教師への対応は軽減した。但し、対象生徒と周辺生徒との関係性については引き続き課題であり、観察を継続する必要がある。

特に対象生徒が加害者となるケース、対象生徒同士、対象生徒と周辺生徒の双方ともに暴力行為に及ぶケース等、さらに対象生徒による異性に対するセクハラやストーカー行為等、特別指導を含めて指導に苦慮することが予想される。

### 今年度の取り組みの経過

#### 2.2.2 対象生徒Bの担任より

推薦入試の面接試験の際に、対象生徒の焦点の定まらない目線や質問に対する受け答え、待っている間の立ち居振る舞いが強い印象を残した。また、小論文試験も書いている内容よりも、升目を大きくはみ出した黒々とした字が大いに印象的だった。筆圧が強く、枠を気にしないその大胆な大きな文字はひときわ目を引いた。

一般入試では、消しゴムを筆箱から出し忘れ、十数カ所の間違いを指で消した英語のテスト用紙は大変汚い。しかし、その意外な出来栄が、逆に印象を強くした。合否判定委員会では受験時の印象を数名の先生方が語った。対象生徒のことが印象に残った先生方は多いようだった。

入試での様子を心配した教頭先生が、出身中学に問い合わせをした結果、小学校低学年の頃に発達障害、アスペルガー症候群の診断を受けていること、それに伴い療育手帳を受給していること、中学校では対象生徒への執拗なイジメを防ぐために、障害名のカミングアウトを学年集会で行ったことが、イジメについてはあまり効果が無かった等の情報を得た。

対象生徒の担任となり、入学以前に本人と保護者と面談し、幼児期から現在までの医療機関や小中学校で

のエピソード的な内容を確認した。最後に「出来ることと出来ないことがあります」と前置きした上で、兵庫商業高校での学校生活に望むこととしては、トラブルなく平穏な日々を送り卒業することが、本人と保護者の願いであることを傾聴した。

入学後、毎週月曜日放課後に面談日を設定し、1週間の校内外での生活状況の聞き取りを実施している。その中では、トラブルやいじめ的なことの確認が中心で、本人の願いにそった対応を心がけた。何かあれば相談しなさいといっても、十分な信頼関係が無ければ、対象生徒からの情報収集は難しく、さらに保護者の立場では、新しいステージでの生活では、これまでの学校不信も手伝い、不安が先行しているのは容易に推測できる。

面談で得た1週間のエピソードでは、よかったことやわるかったこと、心配なことも含めて、対象生徒や周辺生徒の反応を詳細に伝えることで、対象生徒には不可欠な支援者である保護者との連携もスムーズに行えることができた。

具体的支援としては、体系づけたプログラムにそった面談が理想だが、対象生徒の状態や取り巻く環境に応じた内容で面談を実施している。面談を進めていくうちに、対象生徒をもっと客観的に見つめることの必要性がわかった。本校の特別支援推進委員会から県立特別支援学校の地域支援部に、WISC-IIIの協力要請を依頼し、7/18本校でWISC-III（知能検査）を実施していただいた。

対象生徒の強みと弱み、その偏りを把握することは、具体的支援には効果的であり、8/4に分析結果を保護者と共に聞かせていただいた。

自立に向けての具体的な支援プランの基礎として、社会参加のためのマナーを文面で伝えるソーシャルストーリーTMから始めた。WISC-IIIの分析結果で『対象生徒の言語での指示に対しての理解力が低く、視覚的なもので訴えないと理解しにくい』ということから、ソーシャルストーリーTMはA4サイズ1枚で作成し、使用した文面は、ファイリングし、いつでも反芻できるように常にカバンに入れておくことにしている。

進路希望が就職なので、社会人や就職といったキーワードのミッションの中に取り入れた。これまでミッション①『社会人になるために 毎日、健康であるためのポイント』 ミッション②『社会性を身につける クラスの一員として』 ミッション③『就職するために 資格取得に力を入れる』のなどを実施し、対象生徒への支援と位置づけている。

就職については、本校の進路指導部の協力を仰ぎながら、ハローワーク関係者・本人・保護者・学校関係者等でインテーク面談も終了し、長期休業中のトライアル就労を計画中である。

対象生徒は、障害名を告げられている（ただし、本人の障害理解は不明）。障害を持つものは、困ったときには手助けが必要であり、人として手助けをしたい、と思う。対象生徒が卒業するまであと2年半、出来るだけの手助けをしようと思う。出来るだけ関わりを持とうと思う。その為には県立特別支援学校の専門的な知識のある先生方のアドバイスをお願いしたいし、労働機関や医療機関とも連携をもちたい。そして、本校の管理職はじめ、特別支援教育推進委員会、対象生徒に拘わる全ての先生方の手助けなしではやっていけないと思っている。

### 2.2.3 対象生徒Cの担任より

授業態度はたいへん真面目で、提出物はしっかり出している。ノートの取り方に問題があり、他人が見て理解できるようには書けていない。

1学期中間考査では、学年で下位に位置する点数をとったことと、授業中のリーディングで、独特の読みから、周辺生徒の失笑から一時的であるが寡黙になったことがあったので、家庭で自学自習ができるために、週1回は英語科教員の英語の補習を受けている。

入学当初、周辺生徒はどう対応していいのか戸惑っていたが、6月頃よりは適度な距離感を持って接するようになった。数学については高い能力を持っており、その点については一目置かれる存在である。母は「入学当初は心配だったが、中学より落ち着いてきた。制服をハンガーに自分でかけるようになった。あの子が機嫌よく帰ってきて、あの子なりに頑張ってくれればいい。」とのこと。進路について。本人は事務職の就職を考えているが、両親は大学への進学を希望している。「療育手帳」は持っていない。10月の文化祭ではクラス演劇の音響係を担当した。タイミングを合わせるのに苦勞をしたが、同じ系の生徒の協力を得て、なんとか役割を果たすことができた。遠足の飯盒炊飯においては、一生懸命に後片付けを率先して行っていた。11月のダンスの授業では、創作ダンスを同じグループで力をあわせて作り上げていた。現在のクラスは対象生徒なりの居場所があり、過ごしやすい環境であるように担任としては感じている。

## 2.2.4 職員の理解研修

平成20年度特別支援教育委員会 職員研修

- 4 / 7 特別支援教育委員会 方針(案) 研修資料1 対象生徒の特性について
- 4 / 16 研修資料2 理念・制度編 特別支援教育を行う法的根拠について
- 4 / 23 研修資料3 「特別支援教育の実態と背景」
- 5 / 7 研修資料4 発達障害に対する正しい理解と取り組み
- 5 / 28 研修資料5 個別の教育支援計画の重要性
- 6 / 4 研修資料6 書籍紹介「ちゃんと人とつきあいたい」山海堂
- 6 / 18 担任による生徒情報 研修資料7 高等学校におけるSSTの課題
- 7 / 17 研修資料8 学習障害(LDの種類についての研修)
- 8 / 29 研修資料9 発達障害の方の進路について(就職と進学)
- 9 / 10 研修資料10 非行と対人関係のメカニズム
- 10 / 8 研修資料11 「ひとりひとりの学びのために」
- 10 / 21 校内職員研修「発達障害の特性と就労支援について」

兵庫労働職業安定部職業対策課・ハローワーク神戸

- 11 / 5 研修資料12 就労について(発達障害)

職員研修アンケート集計結果報告

- 11 / 19 研修資料13 特別支援教育に関する中央教育審議会答申

情報共有(支援の取り組み)

- 12 / 3 研修資料14 LD学会研修報告

11月に本校と神戸市立高校の管理職も含む教師の特別支援教育に対するアンケートを実施した。対象者550名、回収数303名、回収率55%、性別は、男性227名、女性68名、未記入8名、20歳代17名、30歳代39名、40歳代121名、50歳代(再雇用教員も含む)116名、未記入10名であった。

Fig.2は高校でも特別支援教育を行う必要があるとの設問に対して、本校では、8割以上の教師が感じており、本校以外の全日制高校でも約7割の教師が感じている。また『広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー障害等の自閉傾向の特性は理解できる。』と思うとした教師は、本校では、76.4%、全体では約半数の教師が理解できるとしている。本校では、該当生徒の在籍で、教師の特別支援教育に対する意識や、障害理解について、その重要性を多くの教師が認識しているということが伺える。詳細は資料参照。

## 2.2.5 専門機関との連携

本校の対象生徒本人たちは、自ら教育的課題を意識することはあまりない。しかし周辺生徒とのつながりの中では、こだわりが強かったり、行動が異様だったりする場合がある。

市立全日制高校で、初めて本校が、こうした事例に直面し、特別支援教育を組織的に取り組む中で、不安なことは、具体的なスーパーバイズを受けられるシステムに無いことである。神戸市が全国に誇る「こうべ学びの支援センター」では、高校に対応したシステムではないとのことで、教育委員会特別支援教育課でも、同様の回答を得た。

社会的なつながりの中で、生きにくさをもつ対象生徒たちについては、課題を意識するしないにかかわらず、青年後期へとスムーズに接続させるために、さまざまな支援が必要となる。医療機関では、告知が未了の対象生徒に、大学の発達臨床センターの Dr と半年以上かけて、本人告知への導入のきっかけをつくった。労働機関では、卒業後は就職したいという本人と保護者の願いを尊重し、ハローワークへ接続し、インターンシップや体験就労の可能性を模索中である。教育機関では、社会性トラブルが多い生徒には、回避や軽減させる取り組みとして、ソーシャルスキルについて特別支援学校の地域支援部と連携をもちコンサルテーションを受けている。このように目の前にある課題に追われながら、専門機関との連携を中心に具体的支援を進めている。

### 特別支援教育についてのアンケート 2008.10

本校では2007年に車椅子の生徒と広汎性発達障害の診断を持つ生徒が入学した。この年度では手探りで教育的配慮を必要とする生徒と向き合い、大きなトラブルもなく、無事1年が終了した。大きな問題はなかったものの、教育的配慮を必要とする生徒には、十分な対応があったとは言えず、発達障害の課題解消のための取り組みがほとんど、できずに1年が修了した。

さらに2008年には2名の発達障害の診断を持つ生徒の入学が確定していた。しかし、新入生2名のうち1名は、本校職員の気づきで中学校へ問い合わせにより判明したこともあり、急遽、特別支援教育委員会の設置が検討され、2008年度より、特別支援教育推進委員会を立ち上げた。しかし教師間の特別支援教育に対するコンセンサスや理念・制度の共通理解が不十分なまま、本校において特別支援教育がスタートした。本校で約半年、特別支援教育が実施された。前期を終了した10月に、特別支援教育の取り組みについて校職員に、アンケート形式の意識調査を本校と神戸市立の高校10校に実施した。

各質問について番号でご記入ください。

5. そう思う                      4. どちらかといえばそう思う  
3. どちらともいえない  
2. どちらかといえばそう思わない    1. そう思わない

No	項目内容
1	高校でも特別支援教育を行う必要がある。
2	特別支援教育推進委員会の仕組みや活動内容は理解ができる。
3	診断のある生徒の特性について、クラスやクラブ等の集団に対して、配慮しながら、理解を求めることができる
4	診断のある生徒について、対応したことや観察した内容は、担任や学年、関係部署に情報発信し、共通理解ができている。
5	広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー障害等の自閉傾向の特性は理解できる。

6	自閉傾向の生徒の対応は、おおむね対処できる。
7	課題のある生徒は他にもいるが、診断のある生徒に個別の取り組みは不公平とはいえない。
8	診断のある生徒の対応には、いろいろな教師が直接的な関わり、間接的な関わり、後方支援的な関わりができています。
9	特別支援教育に関する内容は、研修会等で理解が高まった
10	専門機関（ハローワーク等）との連携により、診断のある生徒との関わり方の方向性がわかった。

1 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	10	0	0	0	1	0	2		0	5	0	1	1
やや思わない	19	0	0	0	2	2	4		1	6	0	3	1
わからない	49	3	1	1	5	2	9	1	6	14	2	0	6
やや思う	90	4	1	2	5	8	26	1	3	25	2	1	12
思う	132	1	4	4	12	6	29		8	27	1	0	39
合計	300	8	6	7	25	18	70	2	18	77	5	5	59

\* 兵庫商業は性別、年代別のアンケート項目を設定していないため、2つの項目はすべて未記入である。

Q2 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	12	0	0	0	1	0	1	0	1	7	0	1	1
やや思わない	16	1	0	3	1	0	3	0	0	5	0	2	1
わからない	77	6	1	1	8	9	11	1	6	17	4	1	12
やや思う	128	1	2	3	7	8	34	0	7	30	1	1	34
思う	65	0	3	0	8	1	19	1	3	19	0	0	11
合計	298	8	6	7	25	18	68	2	17	78	5	5	59

Q3 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	27	0	0	1	2	1	7	1	1	12	0	2	0
やや思わない	34	1	1	2	2	2	9	0	1	11	0	1	4
わからない	87	4	1	3	10	5	16	0	9	20	5	1	13
やや思う	107	2	3	1	7	8	28	0	5	26	0	1	26
思う	37	1	1	0	4	2	6	0	1	6	0	0	16
未記入	6	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0
合計	298	8	6	7	25	18	68	2	17	78	5	5	59

Q 4 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて 未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	28	0	0	1	2	1	8	1	1	12	0	2	0
やや思わない	34	1	1	2	2	2	9	0	1	11	0	1	4
わからない	87	4	1	3	10	5	16	0	9	20	5	1	13
やや思う	107	2	3	1	7	8	28	0	5	26	0	1	26
思う	37	1	1	0	4	2	6	0	1	6	0	0	16
合計	293	8	6	7	25	18	67	1	17	75	5	5	59

Q 5 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて 未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	18	0	0	0	0	0	4	0	2	11	0	0	1
やや思わない	39	1	0	1	5	1	7	1	3	13	2	2	3
わからない	79	0	1	2	6	7	21	0	4	25	1	0	12
やや思う	113	7	4	3	9	9	22	0	6	19	2	2	30
思う	50	0	1	1	4	1	16	0	3	10	0	1	13
合計	299	8	6	7	24	18	70	1	18	78	5	5	59

Q 6 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて 未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	45	1	0	2	6	1	10	1	3	14	0	3	4
やや思わない	69	2	3	2	4	3	15	1	3	16	3	1	16
わからない	115	2	2	1	12	12	25	0	7	33	2	0	19
やや思う	61	3	1	2	3	2	14	0	4	14	0	1	17
思う	11	0	0	0	0	0	6	0	1	1	0	0	3
合計	301	8	6	7	25	18	70	2	18	78	5	5	59

Q 7 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて 未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	6	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	2
やや思わない	11	0	0	0	1	0	1	0	1	4	0	1	3
わからない	60	1	0	3	5	4	13	0	3	17	1	0	13
やや思う	84	4	3	3	5	7	18	0	3	20	3	3	15
思う	140	3	3	1	14	7	38	2	11	34	1	0	26
合計	301	8	6	7	25	18	71	2	18	77	5	5	59

Q 8 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて 未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	6	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	2
やや思わない	6	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3
わからない	24	0	0	0	1	3	6	0	1	4	0	0	9
やや思う	93	2	1	1	3	5	14	0	4	22	3	2	36
思う	173	6	5	6	21	10	50	2	12	48	2	2	9
合計	302	8	6	7	25	18	71	2	18	78	5	5	59

Q 9 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて 未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	4	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1
やや思わない	9	0	0	0	1	0	2	0	1	2	1	1	1
わからない	21	0	0	0	0	2	3	0	0	8	0	0	8
やや思う	93	3	2	1	5	6	22	0	6	19	2	2	25
思う	169	5	4	6	17	10	41	2	11	45	2	2	24
合計	296	8	6	7	23	18	70	2	18	75	5	5	59

Q 10 全体	総計	20代		30代		40代			50代		年代未記入		すべて 未記入
		女	男	女	男	女	男	未記入	女	男	女	男	
思わない	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
やや思わない	5	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	1
わからない	23	0	1	0	2	1	4	0	0	3	0	0	12
やや思う	82	4	0	1	4	6	10	0	6	16	2	1	32
思う	181	4	5	6	17	11	55	2	11	52	3	3	12
合計	295	8	6	7	23	18	70	2	18	74	5	5	59

発達障害の生徒を高等学校で受け入れる場合に必要だと思う対応として、303名中165名の教師が、教員の加配を必要と考えている。その男女比・年代別の内訳は、下記のとおりである。

以下の6つの表は、全体の上位6項目の年代別・性別の実数を表した表である。

<b>5 専門職員の配置</b>	総計	20代	30代	40代	50代	未記入
男	90	1	11	39	39	0
女	24	2	5	8	6	3
未記入	31	0		0	0	31
総計	145	3	16	47	45	34
<b>4 共通理解</b>	総計	20代	30代	40代	50代	未記入
男	78	4	10	30	32	2
女	27	7	2	13	4	1
未記入	26	0	0	1	0	25
総計	131	11	12	44	36	28
<b>8 専門機関の連携</b>	総計	20代	30代	40代	50代	未記入
男	58	4	6	21	25	2
女	19	2	1	6	7	3
未記入	25	0	0	0	0	25

	総計	102	6	7	27	32	30
<b>6 中学校側の情報提供</b>	総計		20代	30代	40代	50代	未記入
	男	32	4	7	9	10	2
	女	13	3	2	2	5	1
	未記入	16	0	0	0	0	16
	総計	61	7	9	11	15	19

アンケートで「発達障害の確定診断がある生徒を高校で受け入れる際に、必要だと思われる対応は何だと思われますか？」の自由記述には、共通理解や情報共有というキーワードで多く記入されていた。

特別支援教育についての組織全体での対応力として、組織対応は、うまく機能しているが、自分自身が個別支援を行うことについて自信はあまりない。共通理解や障害理解等の情報共有も含め、積極的に行う必要がある。との見方ができる。

共通理解や情報共有については、タイミングと対象範囲と情報レベルが重要となってくる。さらにケース会議で支援方法の検証や確認を行う詳細な会議と職員会議などで連絡報告事項として事実伝達とでは、その形態で重要度が変わってくる。

今後、本校では特に、情報共有や共通理解のあり方やシステム化が、特別支援教育を推進していくための重要なキーワードである。日頃の観察記録、検査結果、保護者の願い等の情報レベルの整理、情報提供の対象範囲、タイミング等を一元管理する必要がある。

### 3. 情報共有システムについて

こうした本校で特別支援教育の流れから 2009 年 4 月から特別支援教育を組織的に校務分掌として位置づけ、生徒支援部として発足した。主な業務は人権教育と授業料減免事務、各種奨学金の手続きに加えて、ニーズを持つ生徒の支援である。

4 月から 6 月まで、ほぼ 1 学期間は事務手続きに追われ、昨年度からの課題である情報共有について、取り組むことができなかった。1 学期の終わりには、1 年生を中心に情報共有システム (e-iep) を導入することを提案した。1 年生を中心とした理由は、2 年 3 年に比べて、生徒情報が少なく、夏休み明けからの動向が気になるからである。

システム導入の提案時にはさまざまな意見が出された。

- ・ 職場用のパブリック PC は 3 台で、あとは個人持ち込みのプライベート PC である。パブリック PC は、稼働率が高く、いつも満席状態である。教師に 1 人 1 台の PC の環境ではないので難しいのではないか。
- ・ 何かイベントが発生したら、指導部と担任・学年に伝達するので、わざわざ PC で報告する手間が煩わしい。
- ・ face to face で教師間のコミュニケーションが大事である。
- ・ 生徒のことを PC 上に残すことには抵抗を感じる。
- ・ 操作が複雑である。

大きく分けてこの5点に絞られる。こうした理由に対しては、生徒支援部として次のように反論した。

3台のパブリックPCが稼働率が高く、空きがないということは、それだけPCを触るチャンスがあることであり、教材作成や文書作成の終了と同時に、情報共有システムを利用することは可能である。教師に1人1台のPCの環境であれば、いつでも触れるので便利であり、望ましい環境であるが、3台だからといってしない・できない理由にはならないのではないか。どの生徒の保護者もわが子の情報を教師が同じレベルで情報を共有してもらっていると思っており、組織的な教育対応を期待している。操作が複雑ということはなく、このシステムのインターフェイスは十分考えられて開発されており、これが扱いにくいということは、PC操作に不慣れが考えられるので、情報デバインドの問題もあるので、PC操作の研修で対応は可能である。

イベントが発生すれば、対面であるということであるが、これは情報共有というキーワードをどうとらえるかで異なる。担当者と担任、指導部と担任といったシングル双方向ではなくて、学年やクラスが違っていてもイベントの事実は共有されなければならない。先にも述べたように、保護者からみれば教師はすべて子どもの支援者である。学年が違うから、クラスが違うからでは、マルチ双方向で情報共有はできない。組織的な対応が可能にするためには、マルチ双方向での情報共有であり、現在、求められている情報共有のあり方である。

対面での情報交換は重要であるが、1対1の関係でしかなく、そうした情報交換の事実が残らない。職場の多忙化で言った、言わないということよく見受けられることであり、記録を残すことが重要なことである。これまでは、生徒情報の引き継ぎでは大きなイベントの報告はあっても、その前後や細かな情報は、大きなイベントに隠れていることが多く、実はそこに根本的な問題解決の糸口が見つかることもある。

最後に生徒のことをPC上に残すことに抵抗を感じるものが少なからずあるということだが、PC上で生徒の情報を扱うことは現在では当たり前になっている。それをネットワークで情報共有にするかどうかである。この生徒についてはこんな風に見ているが、他の教師の反応はどうかといった検証の必要であり、生徒についてはより多くの教師の主観的な判断から客観性をもった生徒像が変わっていくのである。一人の教師の主観的な判断よりも複数の教師の主観的な判断が客観的な判断となり、それに基づいて教育的対応をすることが組織的な対応といえるのである。

### 3-1 情報共有システムの導入

1年生に2学期だけ限定でシステムの導入の試行を行った。内容は、ST前に行う朝の読書で特別支援教育コーディネーターが毎日クラスに10分間だけ入り、朝の読書の定着と生徒の様子、クラスの雰囲気などを書き込み、担任からコメントをもらうというものである。服装の乱れが目立つ子がいることや寝ている生徒がいたこと、泣いている生徒がいたこと等であり、ニーズのありそうな生徒についての質問や読書の時間にふさわしく、静寂な時間が流れたといったことなど、10分間で感じ取ることを、ありのまま伝えることを中心に行った。

対象クラスの学年や担任からは、普段気づかない点を指摘してもらって、新しい発見があったとか、他の学年からや他のクラスからは、自クラス以外の様子がわかってよかったとか一定の評価を得られた。

e-iepは特別支援教育に特化した校務支援システムであり、設問ごとに答えることで、個別の指導計画が作成できるシステムであるが、高校では特別支援教育は始まったばかりで、フェイスシートや個別の指導計画といってハードルを上げすぎると、難解なイメージをもち、定着しないと予想されることから、アセスメントの基本である生徒観察を中心に広げる必要がある。

生徒観察を中心に据えることから、教師の観察の眼が養われ、複数の教師の視点からより客観性の高い生徒像がうかびあがる。生徒観察はそのための手段であり、e-iepはそのためのツールであ

る。生徒個人のメモ機能と校内掲示板を中心に使用し、システム機能の10%も生かしていないが、今後の活躍の期待は高い。

平成21年以降にも情報共有システムを導入することについて、賛成反対の意見集約のためのアンケートを実施した。結果は次のとおりである。

2009.12.22

平成19年から学校教育法改正により、全ての学校において教育的ニーズのある生徒に対応することが学習指導要領に明記され、高等学校でも整備することが求められています。

対応という点に関しては、個別の指導計画の作成や個別の支援計画の策定であり、これらの計画書では、実態把握に基づいて支援内容を立案し、支援、検証、評価といったPDCAサイクルに則って行われます。これらには関係する教師の共通理解を得るための会議を持ちながら、計画や支援を行うこととなります。

情報共有システムはこうした一連の作業をネットワーク上で行うものです。必要に応じてFace To Face で顔を突き合わせての会議もありますが、簡素化できるものはネット会議で承認し、個別の指導計画を作成しようとするものです。多くの教師からの情報発信と情報共有でアセスメントいわゆる実態把握を行い、個別の指導計画をウィザードの形式で、指導計画を初めてでも作成できるように工夫されています。本来、個別の指導計画は、担任が作成し、特別支援教育推進委員会で検討し、組織的に対応する流れです。

情報共有システムを利用するしないにかかわらず、教育情報の共有や発信のあり方、さらに個別の指導計画を作成する方法は、組織的に考える必要があります。

いくつかの会議でだされた主な6つのQ&Aをご紹介します。

#### Q1 経費等はどうか

A1 システム導入について、経費等が判断材料になるのは管理職の職責にかかわることですが参考までに。通常こうしたグループウェアの導入にあたっては、ソフト本体が100万から200万が相場です。加えてサーバーエラーやデータ保守にかかわるメンテナンスがコストとして計上されます。

情報共有システムは、平成19年より文科省からの研究開発の委託をうけて出来上がったものです。著作権は開発業者にありますが、文科省とは、情報共有システムのソフト本体を有償でユーザーに提供しない契約で、研究開発にかかわっており、本校に導入しているシステム本体は無償提供です。データ保守等に関するメンテナンス料として年間5万が必要経費としての計上が必要になります。

#### Q2 PCの台数が少ない環境では難しいのではないか

A2 パブリックPCが3台しかありませんが、その稼働率は非常に高いのが現状です。言い換えれば、情報共有システムに3名がアクセスできる環境でもあります。3名の教師が1日中占有しているのではなく、入れ替わり立ち代りで使用しているので、多くの教師がパブリックPCに触れる可能性は極めて高いとも言えます。

教材作りや校務が終了した後に、アクセスすることも可能です。これまでのアクセスログ（接続記録）では、大半が1分前後です。更新情報を読む所要時間は長くても5分から10分で、書き込みをしても20分から30分程度です。

閲覧であれば、多くの時間を必要とすることはなく、ついでに覗き見するという程度で情報

の共有が可能になります。

パブリック PC が少数だからというのは、決して恵まれた環境とはいえませんが、業務用で専用のパブリック PC をお持ち先生で、閲覧や書き込みをされる方とそうでない方もいるように、出来ない理由とならず、しないと言う理由になります。

ユビキタス（情報機器をいつでも触れる状態）ではありませんが、意識的に触ることは可能です。PC が 1 人 1 台ということは、ユーザーの都合でアクセスできる環境が変わるということで、情報共有に対してタイムラグが、少なくなるということです。

このシステムは多くの教師の共通理解をすすめるもので、生徒の情報を共有するというものです。したがって一部の教師だけでは、記録という点では意味もありますが、共有するという点においては、十分活用できているとはいえない側面をもっています。

Q 3 個人情報と教育情報の共有を特定して書き込むことに対して抵抗がある

A 3 ここで個人情報と教育情報との切り分けをしておく必要があります。

ここでいう教育情報は、学校生活上に必要な情報であり、本人の既往症や特性、これまでの経験や様子であり、あるいは指導を受けた事実ということです。こうした情報を有効活用するためには、情報共有をする必要があります。

個人情報や機微情報とは、家族構成や経済状況、心情や宗教等は、教育上配慮を要する場合でも、共有数は必要最低限として扱い、教育情報と機微情報とは共有レベルが違って当然です。

情報共有システムでは、教育情報のみとして、多くは生徒の気になる言動がほとんどで、服装の乱れや遅刻が目立つといった生徒本人にかかわる情報ということです。

サーバーに教育情報でも記録することに抵抗があるということもあろうかと思いますが、そこはセンスの問題だと思います。教育情報を PC で入力してプリントすることとサーバーに書き込むことは同じで、ペーパー保存かサーバー保存かによって違ってきます。サーバー保存の安全性については、文科省への中間発表の際のセキュリティチェックをクリアしているので、安全性は非常に高い報告を受けています。

Q 4 気になる生徒がいれば、直接担任や学年、指導部に報告すればことが済むのであり、わざわざ情報共有システムに書き込むより、手っ取り早いしコミュニケーションが大事だと思うが、どうか

A 4 情報共有は、シングル双方向ではなく、マルチ双方向で教育情報を共有することが大事であり、この場合、担当者と担任、担当者と学年ということで学年、部署を超えた組織的な対応になりづらい側面を持っています。教育の傍観者をなくす意味でも広範囲の複数で情報共有をする必要があります。

Q 5 個人情報と教育情報のガイドラインはどうするのか

A 5 個人情報と教育情報のガイドラインは、生徒の学校生活上必要な情報であるかどうかで、個人の内心や家族に関する情報は、共有する必要がなく、そうしたことが原因で、学校生活上に支障をきたすと判断した場合には、共有する必要が出てくると思います。

個人情報であっても過激であったり、事実から逸脱し、感情記録になっている場合は、管理職が削除を命じるか、強制削除を行う必要があります、その為にも管理職権限でアクセスや情

報のコントロールを管理職がしっかり行うものだと思います。

Q 6 情報共有をするレベルの切り替えはできるのかどうか

A 6 情報共有は関係する教師に、情報が提供され、組織的な対応を可能に使用するために開発されたものです。しかし、必要に応じてそうした場面も出てくると予想され、通常は関係教師すべてにオープンですが、閲覧指定にチェックを入れると、チェックの入った教師だけに閲覧可能にすることができます。

以上6つのQ&Aは、いろいろな会議で出された意見に回答を加えたものです。

アンケートの回答に際し、情報共有システムにアクセスして、新着情報に閲覧や書き込み等で、教育情報のレベルや運用の仕方等、ご意見をいただければありがたいです。

情報委員会ではシステム上のトラブルの報告がないということでしたので、3学期も継続して情報共有システムの試行を予定し、1年生の朝の読書の様子を中心に書き込みを考えています。来年度以降、情報共有のあり方のツールとして採用するかしないか、採用する場合は、全体でシステムの使い方をSEから説明してもらおう予定にしています。また、しない場合は代替案をご提案の上、一緒に考えていきたいと思っています。